○・九粍仕上寸法五〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ一・二粍程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

五　工數見積ガ出來ルコト

六　割出臺（インデツキス）作業ニ熟練シテキルコト

〔二級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

＊二　擔當スルフライス盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三　限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ二粍仕上寸法五〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ二・五粍程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

四　高級刃物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

歯切工

〔一級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

＊二　二種以上ノ歯切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三　歯切盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四　工數見積ガ出來ルコト

五　與ヘラレタ歯切作業ノ計算表ヲ理解シ且其ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

〔二級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

＊二　擔當スル歯切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三　シングルカツタヲ用ヒテ歯切加工ガ出來ルコト

四　高級刃物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

工具仕上工

〔一級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　複雜ナ圖面ガヨメルコト

＊二　圖面ニ依リ現圖引ガ出來ルコト

三　加工材料ノ性質ト工作機械ノ種類トニ應ジテ工具ノ材質ヲ選定シ且形狀ノ考案ガ出來ルコト

四　圖面ヲ見テ必要ナゲージ、ジグ又ハ仕上工具ノ考案ガ出來ルコト

五　加工材料ノ形狀、性質及プレスノ種類ニ應ジテ適當ナ金型ノ考案ガ出來ルコト

六　現圖ニ依リゲージノ製作ガ出來ルコト
七　工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　簡單ナ圖面ガヨメルコト
二　特定機械ニ仕フ工具金型等ノ製作ガ出來ルコト
三　簡單ナ心出及罫書ガ出來ルコト
四　細目鑢ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
五　指圖ヲ受ケテゲージ並刄物類ノ製作ガ出來ルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

仕上工

〔一級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　複雜ナ圖面ガヨメルコト
＊二　高級ナ摺合作業ガ出來ルコト
三　各種ノ作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト
四　工數見積ガ出來ルコト
五　バランシング作業ガ出來ルコト

〔二級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　簡單ナ圖面ガヨメルコト
＊二　普通ノ摺合作業ガ出來ルコト
三　使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト
四　タガネノ使用ガ完全ニ出來ルコト
五　鐵及普通合金ノ性質ヲ略知ツテヰルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

電機組立工

〔一級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　保安上必要ナ電氣知識ヲモツテヰルコト
＊二　各種電氣機械器具ノ使用法ヲ知ツテヰルコト
三　複雜ナ電氣機械器具ノ組立、補正及修理ガ出來ルコト
四　複雜ナ電氣結線圖ノ理解ガ完全ニ出來ルコト
五　各種電氣機械器具ノ使用ニツイテ必要ナ考案及改良ガ出來ルコト
六　工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕　次ノ二ツノ能力ヲ有スル者

＊一　擔當スル範圍ノ電氣機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテキルコト

＊二　簡單ナ電氣機械器具ノ組立、補正及修理ガ出來ルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

電氣通信機組立工

〔一級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　保安上必要ナ電氣知識ヲモツテキルコト

二　複雜ナ電氣通信用機械器具ノ組立、補正及修理ガ出來ルコト

三　複雜ナ電氣結線圖ノ理解ガ完全ニ出來ルコト

四　工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕　次ノ二ツノ能力ヲ有スル者

＊一　擔當スル範圍ノ電氣通信用機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテキルコト

＊二　簡單ナ電氣通信用機械器具ノ組立、補正及修理ガ出來ルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

精密組立工

〔一級〕　一般精密機械器具ノ組立ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　複雜ナ圖面ガヨメルコト

二　各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト

三　高級ナ摺合作業ガ出來ルコト

四　機械ニ缺陷ガアル場合其ノ調整スベキ要點ノ指摘ガ出來ルコト

五　工數見積ガ出來ルコト

光學機械ノ組立ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　複雜ナ圖面ガヨメ又ハガラス部品ノ清拭作業ガ完全ニ出來ルコト

二　各種光學機械ニ對スル調整段取ガ出來ルコト

三　精密ナ補正ニ必要ナ工具ノ選擇ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト

四　焦點ガラス、プリズム及接眼鏡等ノ調整ガ正確ニ出來ルコト

五　工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

＊二　使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

三　タガネ及鑢ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

四　普通ノ摺合作業ガ出來ルコト
五　特定ノ機械ニツイテ其ノ調整ガ出來ルコト
〔三級〕二級ニ達シナイ者

機械組立工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　複雜ナ圖面ガヨメルコト
＊二　機械器具ノ組立及調整ガ出來ルコト
三　各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト
四　高級ナ摺合作業ガ出來ルコト
五　大型機械ノ補正及修理ガ出來ルコト
六　軸中心線ノ調整ガ出來ルコト
七　工數見積ガ出來ルコト
〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
＊二　使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト
三　タガネ及鑢ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

四　普通ノ摺合作業ガ出來ルコト
五　小型機械ノ補正及修理ガ出來ルコト
六　大型機械ニツイテ部分的補正及修理ガ出來ルコト
〔三級〕二級ニ達シナイ者

航空機組立工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　複雜ナ圖面ガヨメルコト
＊二　作業段取及工數見積ガ出來ルコト
三　機械全體ノ調整ニ熟練シテヰルコト
四　發動機ノ操作ニツイテ充分ナ知識ヲモツテヰルコト
五　操縱裝置ノ調整ニ熟練シテヰルコト
六　取付計器ノ構造及機能ヲ理解シテヰルコト
〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
＊二　使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト
三　普通ノ材料ニツイテ必要ナ知識ヲモツテヰルコト

四　板金作業ガ出來ルコト
五　各部分ノ組立及調整ノ要領ヲ知ツテキルコト
〔三級〕二級ニ達シナイ者

自動車工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　複雜ナ圖面ガヨメルコト
＊二　自動車全體ノ構造及機能ヲ理解シテキルコト
三　工數見積ガ出來ルコト
四　自動車發動機ノ調整ニ熟練シテキルコト
五　自動車各部分ノ摺合及調整ガ出來ルコト
六　自動車運轉者免許證ヲモツテキル者ト同等以上ノ運轉技能ヲモツテキルコト
七　各種自動車ノ車室艤裝ガ完全ニ出來ルコト
八　各種艤裝材料ノ品質ノ識別ガ出來ルコト
〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
二　自動車各部分ノ構造及機能ヲ略知ツテキルコト

三　自動車ノ特定部分ノ分解及調整ガ出來ルコト
四　車室ノ特定箇所ノ艤裝ガ出來ルコト
〔三級〕二級ニ達シナイ者

艤裝工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　關聯スル各種ノ圖面ガヨメルコト
＊二　擔當スル範圍ニツイテ各種裝置ノ關係ヲ知ツテキルコト
三　工數見積ガ出來ルコト
四　擔當スル範圍ニツイテ作業進捗程度ノ判斷ガ正確ニ出來ルコト
五　軸系中心調及据附ノ指揮ガ出來ルコト
六　主機械又ハ補機械ノ据附、運轉及調整ノ指揮ガ出來ルコト
七　擔當スル範圍ニツイテ造船艤裝ニ必要ナ現圖展開ガ出來ルコト
八　數種類ノ兵器ニツイテ完全ナ据附ガ出來ルコト
九　艦船內ノ電氣器具ノ据附及調整ガ出來ルコト
一〇　艦船內ノ各種ノ電氣機械ノ結線及運轉ガ出來ルコト
〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　擔當スル範圍ノ艤裝ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
二　擔當スル範圍ノ艤裝ノ段取ガ出來ルコト
三　補機械ノ運轉及調整ガ出來ルコト
四　各種管裝置ノ締附ガ出來ルコト
五　擔當スル兵器ノ据附ガ出來ルコト
六　艦船内ノ電路敷設及電氣器具ノ結線ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

巻線工

〔一級〕コイルノ巻キ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　複雜ナ仕樣書ガワカルコト
＊二　計器ニ依リ銅線ノ太サ、被覆ノ厚サ等ノ測定ガ出來ルコト
三　コイルノ用途ニ精通シテキルコト
四　巻型ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

コイルノ納メ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　電氣的知識ガアリコイル巻及絶縁工程ノ一般ニツイテ理解シテキルコト
＊二　複雜ナ圖面ガヨメ且仕樣書ガワカルコト
三　工數見積ガ出來ルコト
四　計器ニ依リ接續ノ良否、絶縁抵抗及絶縁耐力ノ測定ガ出來ルコト
五　コイルノ接合用材料ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト
六　巻線用銅材料ノ加工工程ニ精通シテキルコト
七　製品ノワニス處理及乾燥ガ出來ルコト
八　廻轉子ノバランシング作業ガ出來ルコト
九　コイル及絶縁物ノ乾濕程度ノ見分ガ出來ルコト
一〇　絶縁物及ワニスノ性質ヲ理解シテキルコト

〔二級〕コイルノ巻キ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　仕樣書ガワカルコト
二　銅線ノ被覆ノ良否ノ見分ガ出來ルコト
三　銅線ノ接合ニツイテ知識ガアリ且接合ノ良否ノ見分ガ出來ルコト

コイルノ納メ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメ且仕樣書ガワカルコト

＊二　コイルノ接合部ノ良否ノ見分ガ出來ルコト

三　鐵心、整流子等ノ良否ノ見分ガ出來ルコト

四　コイルノ良否ノ見分ガ出來ルコト

五　廻轉子ノバインド材料ノ良否ノ見分ガ出來ルコト

六　絶緣物及ワニスノ取扱ニ精通シテキルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

絶緣工

〔一級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　複雜ナ仕樣書ガワカルコト

＊二　製品ノ用途ニ精通シテキルコト

三　計器ニ依リワニスノ比重、絶緣抵抗及絶緣耐力ノ測定ガ出來ルコト

四　各種絶緣物及ワニスノ性質ニ精通シ且其ノ取扱ガ出來ルコト

五　各種絶緣物ノ乾濕程度ノ見分ガ出來ルコト

六　各種絶緣物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出來ルコト

七　ワニスノ處理及乾燥ガ出來ルコト

〔二級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　仕樣書ガワカルコト

二　擔當スル範圍ノ絶緣物ノ取扱ガ出來ルコト

三　擔當スル範圍ノ絶緣物ノ乾濕程度ノ見分ガ出來ルコト

四　擔當スル範圍ノ絶緣物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出來ルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

目盛工

〔一級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　圖面ヲ見テ精密計器類ノ目盛方法ノ決定ガ出來ルコト

二　機械的操作ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

三　化學的操作ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

四　手作業ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

〔二級〕　機械的、化學的又ハ手作業ニ依ル目盛作業ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　精密度ノ低イ計器ニツイテ指圖ヲ受ケズニ目盛ガ出來ルコト

二　割出方法、使用工具等ニツイテ指圖ヲ受ケ精密目盛ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

合板工

〔一級〕次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　原板作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

二　膠着作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

三　仕上作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

四　乾燥作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

五　選別作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

木型工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　複雜ナ圖面ガヨメルコト

＊二　鑄造ノ作業工程全般ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト

三　現圖引ガ出來且木取ガ出來ルコト

四　圖面ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出來且工數見積ガ出來ルコト

五　現場合セ木型ノ製作ガ出來ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメルコト

＊二　圖面又ハ現圖ニ依リ普通木型ノ製作ガ出來ルコト

三　木工機械ノ取扱ガ出來ルコト

四　木材ノ歪ノ方向ヲ考ヘテ木型ノ製作ガ出來ルコト

五　簡單ナ機械部分品ノ見取圖及スケツチガ出來ルコト

六　船尾軸管リグナムバイタ作業ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

（備考）木型ノ塗裝ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

木工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　圖面ガヨメルコト

二　工數見積ガ出來ルコト

三　簡單ナモノノ設計ガ出來ルコト

四　木材ノ性質ヲ判斷シ木取及墨附ガ正確ニ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

二 簡單ナ現圖ガカケルコト

三 圖面又ハ現圖ニ依リ墨附ガ出來ルコト

四 木工機械ノ取扱ガ出來ルコト

五 普通取扱フ木材ニツイテ其ノ材質ノ判定ガ出來且其ノ用途ヲ知ツテヰルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

光學ガラス工

〔一級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 中央プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

二 五角プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

三 距離プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

四 伸光レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

五 屋根形プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

六 反射鏡ノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

七 特殊對物レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

八 六〇粍以上ノプリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

九 大型窓プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

一〇 精密ナ角度ヲ要スルプリズムノバルサム作業ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 直徑三〇粍以上ノ普通對物レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

二 三〇粍以上ノプリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

三 特殊接眼レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

四 小型窓プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

五 水準器ガラスノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

六 プリズム及精度ノ高イレンズノバルサム作業ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

有線電信通信士

〔一級〕 音響通信デ一分間八五字以上ノ發受信ガ完全ニ出來ル者

〔二級〕 音響通信デ一分間七五字以上ノ發受信ガ完全ニ出來ル者

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

（備考） 自動通信又ハ印刷機通信ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

製圖手

〔一級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　條件ヲ與ヘラレテ簡單ナ設計ガ出來ルコト

二　複雜ナ製圖ガ出來ルコト

三　見取圖ガカケルコト

四　精密ナ圖面ノトレースガ明確ニ出來ルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

（備考）寫圖ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

起重機運轉工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　起重機ノ運轉ガ完全ニ出來ルコト

二　起重機ノ構造ヲ知ツテヰルコト

三　起重機ノ故障ノ原因ヲ知リ且其ノ修繕及調整方法ノ判斷ガ出來ルコト

四　取扱フ品物ヲ見テ其ノ重サノ判斷ガ出來ルコト

五　揚重用補助用具ノ使ヒ方ヲ知ツテヰルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

メッキ工

〔一級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　メッキ操作ニ必要ナ準備段取ガ出來ルコト

二　擔當スルメッキ原液ノ作リ方ヲ知ツテヰルコト

三　熱式メッキニツイテ材料熔融爐ノ溫度ノ調節ガ出來ルコト

四　指圖ヲ受ケズニ電氣熱式又ハ乾式ノメッキガ出來ルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

（備考）メッキ操作ノ前後ノ研磨作業ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

塗裝工

〔一級〕次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　普通ニ用ヒル數種類ノ塗料ニツイテ其ノ性質、用途及色合ヲ知ツテヰルコト

二　材料ノ配合方法ヲ知ツテヰルコト

三　手塗、吹附又ハ燒附ニ熟練シテヰルコト

四　各種塗裝用工具ノ使用ニ熟練シテヰルコト

五　工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

（備考）下塗ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

潜　水　夫

〔一級〕海難救助作業、解鐵作業又ハ各種土木作業ノ經驗ガアリ且四〇米以上ノ潜水ガ出來ル者

〔二級〕海難救助作業、解鐵作業又ハ各種土木作業ノ經驗ガアリ且二〇米以上ノ潜水ガ出來ル者

〔三級〕二級ニ達シナイ者

（三）國民職業能力申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ特例ニ關スル件

（昭和十四年二月十八日閣令大藏省令陸軍省令海軍省令遞信省令鐵道省令厚生省令第一號改正、昭和十五年十一月二十九日及昭和十六年二月一日閣令大藏省令陸軍省令海軍省令遞信省令鐵道省令厚生省令第一號改正、昭和十六年六月十八日同令第二號改正）

第一條　國民職業能力申告令（以下令ト稱ス）第二條ノ要申告者ニシテ**厚生大臣ノ指定スル官廳**[1]（以下指定官廳ト稱ス）**ニ使用セラルルモノ**（以下**官廳被用者**ト稱ス）ハ令第四條第一項第七號及第八號ニ掲グル事項竝ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ハ之ヲ申告セザルコトヲ得令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告（以下一般申告ト稱ス）ヲ爲シタル後ニ於テ同條同項第四號又ハ第七號乃至第九號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ亦同ジ

1　申告令第十四條の項註1參照。指定官廳以外の官廳の被用者については本特例に依らず、一般の例に依る。

第二條　官廳被用者ノ**申告**ハ當該指定官廳ヲ經由シ**當該指定官廳所在地ノ所轄國民職業指導所長**ニ之ヲ爲スベシ但シ指定官廳所屬ノ支所、支局、分工場其ノ他之ニ準ズルモノ（以下支所ト稱ス）ニ勤務スル官廳被用者ノ申告ハ當該支所ヲ經由シ當該支所所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ[1]

通信官署ノ官廳被用者ニシテ電氣通信技術者、有線電信通信士、無線電信通信士、通信電路工又ハ通信電機工ニ從事シ又ハ從事シタルモノノ申告ハ所轄遞信局ヲ經由シ當該遞信局所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ[2]

1　鐵道各驛に勤務する要申告者の申告は、本人が指定職業に從事すると否とを問はず、すべて所轄鐵道局を經由し、當該鐵道局所在地を管轄する國民職業指導所長にこれを爲すべきものである。

2　本條第二項に該當する者以外の郵便局（三等郵便局も含む）に勤務する要申告者の申告は、當該郵便局を經由し、當該郵便局所在地を管轄する國民職業指導所長にこれを爲すべきものである。

第三條　指定官廳又ハ其ノ支所一般申告ノ經由ニ當リテハ令第四條第一項第七號及第八號ニ掲グル事項竝ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ヲ當該職業能力申告票ニ**記入**スベシ

第四條　官廳被用者ノ**職業能力申告手帳**ハ令第四條第二項又ハ同第六條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲ス場合ノ外申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所之ヲ保管ス

職業能力申告手帳ヲ所持スル要申告者官廳被用者トナリタルトキハ遅滞ナク其ノ職業能力申告手帳ヲ申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ニ提出スベシ

指定官廳又ハ其ノ支所官廳被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ保管ニ係ル當該職業能力申告手帳ニ使用ヲ罷メタル旨及使用ヲ罷メタル年月日ヲ記入シ要申告者ガ仍官廳被用者ナルトキハ新ニ其ノ者ヲ使用スル指定官廳又ハ其ノ支所ニ移管シ官廳被用者タラザルトキハ要申告者ニ之ヲ交付スベシ

第五條 官廳被用者一般申告ヲ爲シタル後ニ於テ令第四條第一項第四號又ハ第七號乃至第九號[1]ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ**死亡**シタルトキハ申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ハ其ノ旨當該職業能力申告手帳ニ記入シ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ通知スベシ

指定官廳又ハ其ノ支所官廳被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ其旨所轄國民職業指導所長ニ通知スベシ

1 鐵道の驛に勤務する要申告者の就業場所は所屬の事務所で、驛はその作業現場とする。從つて、所屬の事務所に異動があつた場合には就業場所の異動となるが、同一事務所所屬の驛間の勤務異動はこれに該當しない。

第六條 本令ハ**臨時ニ使用セラルル官廳被用者**ニシテ左ニ掲グルモノニハ之ヲ適用セズ[1]但シ三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者

三 日日雇入レ使用セラルル者

1 本條に該當する者は、本特例の取扱ひを受けず、申告令第四條の規定に依り直接本人の就業地又は居住地を管轄する國民職業指導所長にこれが申告を爲すべきものである。

第七條 **國民勞務手帳法**第一條ノ從業者タル官廳被用者ニ付昭和十六年勅令第七百五號第七條又ハ第九條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第一項ノ規定ニ依ル異動ノ通知又ハ令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做シ昭和十六年勅令第七百五號第八條第二項ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第二項ノ規定ニ依ル通知アリタルモノト看做シ昭和十六年勅令第七百五號第十一條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第一項ノ規定ニ依ル死亡ノ通知アリタルモノト看做ス

第八條 第三條ノ規定ハ**國民勞務手帳法**第一條ノ從業者タル官廳被用者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和十六年六月十八日改正）

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（四） 國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件[1]（昭和十五年十月十九日厚生省令第四十三號 昭和十六年二月一日厚生省令第二號改正）

1 申告令第十五條參照。

第一條 國民職業能力申告令（以下令ト稱ス）第二條第六號ニ依リ昭和十五年十月十九日**厚生大臣ノ指定シタル者**[1]（以下要申告者ト稱ス）ニ關スル令第四條第一項ノ**申告**ハ毎年九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ申告ヲ爲シタル要申告者ニ關スル令第四條第二項及第六條ノ申告ハ之ヲ爲スヲ要セズ

1 申告令第二條の註11參照。

第二條 地方長官ハ交通至難ノ地域又ハ天災事變ノ發生シタル地域ニ居住スル要申告者ニ付前條ノ**申告期限ヲ延長**スルコトヲ得

第三條 第一條ノ申告ハ**一般職業能力申告票**（別表樣式）ニ依リ之ヲ爲シ當該申告**控**ハ要申告者之ヲ保管スベシ

第四條 一般職業能力申告票**用紙**ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長之ヲ**交付**ス

申告期限迄ニ一般職業能力申告票用紙ノ交付ヲ受ケザル要申告者ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ又ハ經由セズシテ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ**交付ヲ請求**スベシ

第五條 **市町村長ハ申告期限後二十日以內**ニ要申告者ヨリ申告票ヲ取纏メ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ**提出**スベシ

第六條 **國民職業指導所長**ハ市町村長ヲ經由シ世帶主ヨリ令第九條第一項ノ規定ニ基キ要申告者ノ同居ノ有無ニ關シ**報告**ヲ徵スルコトヲ得

第七條 勞務動態調査規則第十條ノ**勞務動態調査員**ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ一般職業能力申告票**用紙ノ配付又ハ申告票ノ蒐集**ニ從事ス

第八條 要申告者第一條ノ申告ヲ爲シタル後令第二條第一號乃至第五號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ新ニ令第四條ノ規定ニ依リ、令第二條第一號乃至第五號ノ一ニ該當スル者令第四條ノ申告ヲ爲シタル後第一條ノ要申告者トナリタルトキハ新ニ第一條ノ規定ニ依リ**申告**ヲ爲スモノトス

第九條 第一條ノ申告ヲ爲シタル要申告者ハ其ノ保管ニ係ル申告控ヲ徵兵檢査ノ日ニ徵兵官ヲ經由シテ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ**返還**スベシ

第十條 令第三條中使用者ニ關スル規定竝ニ國民職業能力申告令施行規則第四條及第五條ノ規定ハ第一條ノ要申告者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十一條 町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ本令中町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附　則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定ニ依リ九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ爲スベキ申告ハ本年ニ限リ十月末日現在ヲ以テ十一月十日迄ニ之ヲ爲スモノトス

秘

一般職業能力申告票

國民職業指導所

※産業大分類名	
※産業中分類名	
※職業分類名	
一 氏名及出生	印　大正／昭和　年　月　日生
二 本籍	道府縣　市郡　村町區大字　町　番地
三 居住ノ場所	道府縣　市郡　村町區大字　町　番地方
四 學歷	(イ)小學校／青年學校　不就學　尋中退　尋卒　高卒　青普修　青本卒（第　學年中退／昭和　年卒） (ロ)其ノ他ノ學校
五 現ニ從事スル職業	(イ)職業名 (ロ)作業內容 (ハ)職業上ノ身分又ハ地位 (ニ)經驗年數
六 就業ノ場所	(イ)名稱 (ロ)所在地 (ハ)事業種別 (ニ)使用者氏名

要件ノ號第六條第二項ニ關スル特例ノ申告令第二條ニ關スル國民職業能力申告書ニ關スル申告者

様式 380—國民職業能力申告票

七 給料又ハ賃金	日額／月額　圓　錢
八 現ニ扶養スル者ノ數（本人ノ戶主トノ續柄ヲ含ム）	人
九 總動員業務從事ニ關スル希望	內地／外地／內外地共
十 精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ニ堪ヘ難キ者	其ノ狀況

檢印

昭和　年　月　日申告

切取線　割印

一般職業能力申告控

國民職業指導所

一 氏名及出生	印　大正／昭和　年　月　日生
二 本籍	道府縣　市郡　村町區大字　町　番地
三 居住ノ場所	道府縣　市郡　村町區大字　町　番地方
四 學歷	(イ)小學校／青年學校　不就學　尋中退　尋卒　高卒　青普修　青本卒（第　學年中退／昭和　年卒） (ロ)其ノ他ノ學校
五 現ニ從事スル職業	(イ)職業名 (ロ)作業內容 (ハ)職業上ノ身分又ハ地位 (ニ)經驗年數

要件ノ號第六條第二項ニ關スル特例ノ申告令第二條ニ關スル國民職業能力申告書ニ關スル申告者

様式 381—國民職業能力申告控

六 就業ノ場所	(イ)名稱									
	(ロ)所在地									
	(ハ)事業種別									
	(ニ)使用者氏名									
七 給料又ハ賃金	日額	圓	錢	八 現ニ扶養スル者ノ數(本人ノ戸主トノ續柄ヲ含ム)	人	男	九 總動員業務從事ニ關スル希望	內地	內地	內地
	月額							外地	外地	共
十 精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ニ堪ヘ難キ者	其ノ狀況									
受領者印										

昭和　年　月　日申告

注意　一　裏面ノ記入心得ヲヨク守ルコト

二　申告控ハ本人之ヲ保管シ徵兵檢査ノ日ニ徵兵官ヲ經由シテ前ニ申告ヲシタ國民職業指導所長ニ返還スルコト

(五) 國民登錄事務取扱規程(昭和十四年一月十八日厚生省訓令第一號 昭和十五年十月十九日厚生省訓令第九號改正)

第一章 總則

第一條 國民登錄ニ關スル事務ニ從事スル職員ハ國民職業能力ノ申告又ハ檢査ニ關スル法令、通牒等ニ通曉シ事務取扱上過誤ナキヲ期スベシ

第二條 職員ハ申告義務者ヲシテ遲滯ナク申告ヲ爲サシムル爲常ニ査察ヲ怠ルベカラズ

第三條 職員ハ登錄事務ニ付知リ得タル事項ヲ漏洩スベカラズ仍登錄カード、諸帳簿、諸統計表等ハ祕ノ扱ト爲シ之ヲ嚴重ニ保管スベシ

第四條 職員ハ要申告者又ハ申告義務者其ノ他ノ者ト應接スル場合ハ特ニ懇切ヲ旨トスベシ

第五條 要申告者、申告義務者其ノ他ノ者ニ對スル通知、照會、掲示其ノ他ノ文書ハ成ルベク平易ナル文體ヲ用ヒ必要アルトキハ振假名ヲ施シ又ハ註釋ヲ加フル等適宜ノ方法ヲ講ジ記載事項ヲ諒解スルニ便ナラシムベシ

第六條 職業能力申告票(以下申告票ト稱ス)又ハ職業能力申告手帳(以下申告手帳ト稱ス)ニ依ル申告、報告又ハ其ノ他ノ申請ニシテ其ノ記載事項ニ輕微ナル誤謬アル場合ニ於テ其ノ誤謬ガ直ニ訂正シ得ベキモノナルトキハ便宜之ヲ訂正スベシ

第二章 一般申告

第七條 **一般申告**(令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ記載事項ヲ仔細ニ審査シ誤謬等ナキトキハ之ニ檢印ヲ押捺シ申告票ヲ其ノ儘登錄カードトシテ之ヲ保管スベシ記載事項ニ記載洩、不明ノ個所又ハ甚シキ誤記アルトキハ申告票ヲ申告義務者ニ返戻シ再提出ヲ求メ、汚損シタル

申告票ハ之ヲ淨寫シ其ノ旨備考欄ニ記載シ汚損シタル申告票ハ別ニ之ヲ保管スベシ

第八條 登録カードノ兩面ノ見出部各欄ニハ左記ノ要領ニ依リ所定事項ヲ記入スベシ

一 番號欄ニハ職業紹介所[1]ノ略稱、年數字及各紹介所毎ニ受付順ニ依リ通番號（毎年一月一日ヲ以テ更新スルコト）ヲ附スルコト

例 福岡職業紹介所 福 岡 (14) 一、〇〇五
東京職業紹介所 東 京 (14) 一〇、〇二九

二 現職欄ニハ申告票九ノ(イ)ノ職業名ヲ記入スルコト

三 現職技能欄中「申」ノ個所ニハ申告票九ノ(ハ)ノ技能程度ヲ記入スルコト

四 前歴欄ニハ申告票八ノ職業名中一年以上ノ經歴アルモノヲ摘記スルコト

五 前歴技能欄中「申」ノ個所ニハ前號ノ職業ニ付申告票八ノ技能程度ヲ摘記スルコト

六 就業場欄ニハ申告票九ノ(ト)ノ就業ノ場所ノ名稱及就業場臺帳記載ノ該當番號ヲ記入スルコト、名稱ハ成ルベク事務ニ支障ナキ程度ニ略記スルコト

七 氏名欄ニハ申告票一ノ氏名ヲ記入スルコト

八 生年月欄ニハ申告票一ノ年月（日ヲ除ク）ヲ記入スルコト但シ年號ハ「明治」ハ「明」「大正」ハ「大」「昭和」ハ「昭」ト略記スルコト

1 職業紹介所が國民職業指導所と名稱が變更されたのに伴ひ、ここに職業紹介所とあるは國

民職業指導所と讀むべきものである。以下同樣である。

第九條 規則第七條ノ規定ニ依リ交付スル**申告手帳**ハ要申告者ガ被用者ナル場合ハ之ヲ使用者ニ渡スベシ

使用者被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ職業紹介所長ハ使用者ヲシテ當該申告手帳ニ其ノ旨及使用ヲ罷メタル年月日ヲ記入シ記名捺印ノ上要申告者ニ之ヲ交付セシムベシ

前項ノ場合使用者正當ノ事由ナクシテ申告手帳ヲ要申告者ニ交付セザルトキハ職業紹介所長ハ當該申告手帳ノ返還ヲ命ジ要申告者ニ之ヲ交付スベシ

第十條 登錄カードハ左ノ順位ニ之ヲカード函ニ**格納**スベシ

一 現職者

現ニ職業ニ從事スル者ノ中指定職業以外ノ職業ニ從事スル者ニシテ前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定、試驗若ハ免許者ニ該當スルトキハ其ノ配列中ニ含メルコト

イ 就業場別ニ就業場所在地（郡、市、區）毎ニ配列スルコト

ロ 就業場名ノ頭字ノ五十音順ニ配列スルコト

ハ 指定職業ノ順位ニ配列スルコト

ニ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

ホ 自營業者ハ被用者ト區別シ就業場ノ所在地別、指定職業別及氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

二　前歴者

指定職業ノ前歴ヲ有スル者ノ中現ニ指定職業ニ從事スル者ハ現職者ニ含メルコト

イ　居住地別ニ配列スルコト

ロ　指定職業別ニ配列スルコト

ハ　氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

三　學校卒業者

學校卒業者ニシテ現職者又ハ前歴者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

イ　指定學科別ノ順位ニ配列スルコト

ロ　學校程度別及學校別ニ配列スルコト

ハ　氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

四　技能者養成施設修了者

技能者養成施設修了者ニシテ現職者、前歴者又ハ學校卒業者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

イ　指定養成施設別ニ配列スルコト

ロ　修了課目別ニ依リ成ルベク指定職業別ノ順位ニ配列スルコト

ハ　氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

五　檢定、試驗又ハ免許者

檢定、試驗又ハ免許者ニシテ現職者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

イ　指定ノ檢定、試驗又ハ免許別ノ順位ニ配列スルコト

ロ　氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

第十一條　一般申告アリタル場合ニ於テ異動申告ヲ爲スベキモノト認メラルルトキハ申告義務者ニ對シ異動申告ヲ爲スベキ旨注意ヲ與フベシ

第三章　異動申告

第十二條　異動申告（令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告）アリタルトキハ登錄カード及申告手帳ニ付左ノ通取扱フベシ

一　當該職業紹介所ニ登錄サレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ直ニ登錄カードノ異動欄ニ之ヲ登錄シタル上其ノ欄及申告手帳ノ該當欄ニ職業紹介所印ヲ以テ契印シ、日附ヲ記入シ、登錄カード及申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ㊞印ヲ押捺シ申告手帳ヲ申告義務者（要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者）ニ渡スコト尙必要アルトキハ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登錄カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト

二　他ノ職業紹介所ニ登録サレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ附表様式第一號ノ假登錄票ニ手帳記載ノ通番號、氏名及假登錄事項ヲ假登錄シ、正副二通ヲ作製シタル上正票及申告手帳ノ該當欄ニ職業紹介所印ヲ以テ契印シ、日附ヲ記入シ、申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ㊞印ヲ押捺シ手帳ヲ申告義務者（要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者）ニ渡スコト

前段ノ副票ヲ要申告者ヲ前ニ登錄シタル職業紹介所ニ送付シ登錄カードノ廻送ヲ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登錄カード所定ノ異動欄ニ登錄シタル上登錄カード及正票ニ職業紹介所印ヲ以テ契印シ、日附ヲ記入シ、登錄カードノ從前ノ該當記事ニ㊞印ヲ押捺シ適當ナル配列ヲ爲シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登錄カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト尙假登錄票（正票）ハ之ヲ一括保管スルコト

第十三條　前條第二號ニ依リ他ノ職業紹介所ヨリ登錄カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ送付ヲ受ケタル假登錄票（副票）ニ登錄カードノ記載事項中統計上必要ナル事項ヲ轉記シタル上速ニ登錄カードヲ廻送シ假登錄票（副票）ハ之ヲ一括保管スベシ

第十四條　異動申告（令第六條第二項ノ規定ニ依ル申告）アリタルトキハ登錄カード及申告手帳ニ付左ノ通取扱フベシ

一　當該職業紹介所ニ登錄セラレタル要申告者ニ付テハ登錄カードノ表面右肩ノ「令第十一條該當」印ヲ抹消シ、日附ヲ記入シ之ヲ第十條ノ規定ニ依ル配列中ニ含メルコト尙申告手帳ハ之ヲ申告義

務者（要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者）ニ渡スコト

二　他ノ職業紹介所ニ登錄セラレタル要申告者ニ付テハ第十二條第二號ニ依リ作成スル假登錄票ノ假登錄事項欄ニ令第六條第二項該當者ナル旨ヲ記入シ、申告手帳ハ之ヲ申告義務者（要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者）ニ渡スコト尙登錄カードノ廻送ヲ受ケタルトキハ當該登錄カードニ付前號ノ取扱ヲ爲スコト

第四章　失格申告

第十五條　**失格申告**（令第六條第一項第一號ノ申告）ヲ受ケタルトキハ登錄カード及申告手帳ニ付左ノ通取扱フベシ

一　登錄カードノ表面右肩ニ「失格」印ヲ押捺シ、日附ヲ記入シ、之ヲ一括保管スルコト

二　申告手帳ヲ回收シ其ノ表紙ニ「失格」印ヲ押捺シ、之ヲ一括保管スルコト

第十六條　失格申告ヲ受ケザルトキト雖モ年數經過ト共ニ要申告者タラザルニ至リタル者ニ付テハ毎月末現在ニ於テ調査シ申告ヲ促シ、申告手帳ノ返還ヲ求メ、申告及返還アリタルトキハ其ノ登錄カード及申告手帳ニ付前條ノ規定ニ準ジ取扱フベシ

申告及返還ナキトキハ登錄カードニ特別ナル「シグナル」（赤）ヲ附シ一括保管スベシ

第十六條ノ二　令第十一條該當申告（令第六條第一項第二號ノ申告）ヲ受ケタルトキハ登錄カード及

申告手帳ニ付左ノ通取扱フベシ

一　登錄カードノ表面右肩ニ「令第十一條該當」印ヲ押捺シ、日附ヲ記入シ、之ヲ一括保管スルコト

二　申告手帳ヲ申告義務者ニ渡スコト

第五章　解用報告及死亡報告

第十七條　解用報告（規則第四條ノ規定ニ依ル報告）アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一　登錄カードノ所定ノ異動欄（就業ノ場所）ニ其ノ旨轉記シ、日附ヲ記入スルコト

二　解用アリタル日ヨリ一月以內ニ異動申告、失格申告又ハ他ノ職業紹介所ヨリ登錄カード廻送ノ求メナキトキハ其ノ要申告者ガ失格者、前歷者、學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定、試驗若ハ免許者ニ該當スルモノト認メラルル場合ハ申告ヲ爲スコトヲ促シ登錄カードニ特別ナル「シグナル」（赤）ヲ附シ一應夫々ノ該當者トシテ取扱ヒ其ノ配列ヲ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ職業紹介所ヨリ其ノ登錄カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シグナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

第十八條　死亡報告（規則第五條ノ規定ニ依ル報告）ヲ受ケタルトキハ登錄カードノ表面右肩及申告手帳ノ表ニ「死亡」印ヲ押捺シ日附ヲ記入シ登錄カード及申告手帳ハ一括之ヲ保管スベシ

第六章　職業能力申告手帳ノ作製

第十九條　一般申告アリタルトキハ**申告手帳**ヲ左ニ依リ**作製**スベシ

一　裏表紙所定ノ欄ニ職業紹介所ノ略稱竝登錄カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入シ要申告者名ヲ明記スルコト

二　登錄カードニ基キ所定ノ欄ニ記入スルコト

三　交付ノ年月日及職業紹介所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト、

第二十條　申告手帳**再交付ノ申請**アリタルトキハ申請ガ規則第八條ニ該當スルモノナリヤ否ヤヲ審査シ該當スルモノト認メラルルトキハ左ニ依リ之ヲ作製スベシ

一　裏表紙所定ノ欄ニ付テハ前條第一號ニ依リ記入スルコト

二　所定ノ欄ニ付テハカードノ記載事項ニ基キ記入スルコト

三　再交付ノ年月日ヲ記入シ職業紹介所長ノ職名及其ノ官印ヲ押捺スルコト

四　申告手帳ノ裏表紙ニ「再交付」ノ印ヲ押捺スルコト

五　登錄カードノ備考欄ニ再交付ノ印ヲ押捺シ且日附ヲ明示スルコト

第七章　青年國民登錄

第一款　一般職業能力申告票用紙ノ交付

第二十一條　**職業紹介所長**ハ九月二十一日（昭和十五年ニ限リ十月二十一日）迄ニ一般職業能力申告票**用紙**（以下申告票用紙ト稱ス）ヲ市町村長ニ**交付**スベシ

第二十二條　**市町村長**申告票用紙ノ交付ヲ受ケタルトキハ勞務動態調査員ヲシテ九月末日（昭和十五年ニ限リ十月末日）迄ニ要申告者ニ之ヲ**配付**セシムベシ

第二十三條　市町村長ハ附表樣式第二號ニ依ル**申告票受拂簿**ヲ作成シ其ノ受拂ヲ明ニスベシ

第二十四條　職業紹介所長要申告者ヨリ申告票用紙ノ**交付ノ請求**ヲ受ケタルトキハ市町村長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第二十五條　**勞務動態調査員**ハ附表樣式第三號ニ依リ申告票用紙ヲ交付シタル要申告者ノ連名表ヲ作成スベシ

第二款　一般職業能力申告票ノ蒐集及提出

第二十六條　勞務動態調査員ハ申告期限迄ニ擔當區域內ノ要申告者ニ就キ申告票ヲ**蒐集**スベシ

勞務動態調査員前項ノ規定ニ依リ申告票ノ蒐集ヲ爲スニ當リテハ申告票及申告控ヲ對照シ其ノ記載事項ニ脫漏又ハ誤謬ナキヲ確認シタル後檢印（受領印）及割印ヲ押捺シタル上申告控ヲ切取リ之ヲ要申告者ニ交付スベシ

第二十七條　勞務動態調査員ハ申告票ヲ提出シタル者ニ就キ第二十五條ノ連名表中當該要申告者ノ氏

名ノ下ニ記號ヲ**附**スベシ

第二十八條　勞務動態調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ蒐集シタル申告票ヲ一括シテ連名表ト共ニ直ニ市町村長ニ之ヲ**提出**スベシ

第二十九條　市町村長職業紹介所長ニ申告票ノ提出ヲ爲スニ當リテハ附表樣式第四號ニ依ル**送致目錄**ヲ添附スベシ

市町村長ハ連名表ヲ翌年ノ申告期限迄保管スベシ

第三十條　市町村長ハ申告票用紙ノ配付及申告票ノ蒐集ニ付部落會長又ハ町內會長ヲシテ勞務動態調査員ノ事務ヲ**補助**セシムルコトヲ得

第三款　一般職業能力申告票ノ分類及集計

第三十一條　職業紹介所長申告票ヲ受理シタルトキハ之ニ第三十二條第三號ノ**職業分類名**及勞務動態調査事務取扱規程第二十一條ノ**產業大分類名**、**產業中分類名**（但シ「十勞務供給業」「42勞務供給業」ヲ削リ勞務供給業ニ該當スルモノハ之ヲ「五商業」「32媒介周旋業」ニ含メ、「十無業」「42無職業」ヲ加フ）ヲ記入スベシ

第三十二條　職業紹介所長ハ申告票ヲ左ノ區別及順位ニ從ヒ分類整理シ翌年申告票ヲ受理スル迄之ヲ**保管**スベシ

一　居住地（郡、市、區）別

二　產業大分類及產業中分類別

三　要申告者ノ現ニ從事スル職業ニ從ヒ左ノ職業分類別

（一）事務從事者

（二）技術職員

（三）一般勞務者

四　年齡別

第三十三條　職業紹介所長ハ申告票ヲ附表樣式第五號ニ依リ**集計**シ申告期限後四十日以內ニ之ヲ地方長官ニ報告スベシ

前項ノ集計表ハ之ヲ二通調製シ內一通ヲ控トシ他ノ一通ヲ地方長官ニ提出スベシ

第三十四條　地方長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ職業紹介所別集計ヲ**總括集計**ノ上附表樣式第五號ニ依リ申告期限後五十日以內ニ之ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

第八章　補　則

第三十五條　本規程中町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附　則

官廳被用者及技能檢査ニ關スル取扱竝ニ就業臺帳、附表樣式等ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

（六）國民職業能力檢査規則（昭和十五年六月十八日 厚生省令第二十七號）

第一條　國民職業能力申告令（以下令ト稱ス）第二條第一號又ハ第二號ニ該當スル要申告者ノ同令施行規則第三條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲シタル**技能程度ニ付行フ檢査**ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　國民職業能力檢査ハ前條ノ要申告者ノ**技能程度ニ等級ヲ付ス**ルヲ以テ目的トス

前項ノ級付ハ各職業ニ付國民職業能力申告令施行規則別表技能程度申告標準（以下技能程度申告標準ト稱ス）ノ區分ニ從ヒ地方長官之ヲ行フ

第三條　前條ノ級付ハ職業能力申告票其ノ他ノ文書ニ就キ審査シテ之ヲ行ヒ（以下**技能審査**ト稱ス）審査ニ依ルヲ不適當ト認ムル場合ハ其ノ者ニ就キ實地ニ檢査シ之ヲ行フ（以下**技能檢査**ト稱ス）

1　技能審査の標準たる技能算定表及び技能檢査において課すべき檢査問題は各職種毎に厚生省において定める。指定官廳被用者について行ふ職業能力檢査については厚生省から關係省に算定表及び檢査問題を配布し、各官衙の長をして檢査を行はしめ、その結果を地方長官に通知するので、これに基いて級付を決定する。

第四條　技能審査ハ申告ヲ爲シタル技能程度ニ付申告事項中經驗年數其ノ他技能ニ關係アリト認メラ

ルル事項ヲ審査シテ之ヲ行フ[1)]

1　技能審査における算定は各登錄票につき技能算定表により行ふ。

申告及び算定の結果が一級である者に就ては、使用者から作業成績調書を徵し必要あるときは當該工場、事業場に出張調査し、その平常の作業成績、勤務狀況、作業態度等を斟酌して級付を決定する（第八條參照）。二級該當者に就ては作業狀況の審査は適宜省略することを得る。

技能審査の結果に依り級付を了した者及び技能檢査を必要とする者は使用者にこれを通知する。

技能審査の結果技能檢査を必要とする者であつても、右の通知を爲した後、使用者から前歷、學歷その他の理由に因り特に成績優秀である旨の特別內申のあつた者については、算定表に該當しない場合でも適宜檢査を省略し、特別審査に依り級付を爲すことを得る。この場合には內申の正確を期することが必要である。

第五條　**技能檢査**[1)]ハ左ノ二種ニ別チテ之ヲ行フ但シ第二號ノ檢査ハ技能程度申告標準ニ於テ二等級ニ區分セラレタル職業ニ付テハ之ヲ行ハザルモノトス

一　甲種檢査　第一級級付ノ爲ニ行フモノ

二　乙種檢査　第二級級付ノ爲ニ行フモノ

1　技能檢査の場所及び使用器具は原則として當該技能者の使用者の同意を得て當該工場、事

業場及びそこの器具とする。但し支障がある場合には職業補導所、工業試驗場その他公共施設又は他の工場事業場を使用するものとする。

檢査問題は、民間の協力を得て厚生省で作製する。問題の範圍は、甲種檢査については技能程度申告標準第一級に記載された事項に基き、乙種檢査については同じく第二級に記載された事項に基き選定される。

檢査は地方長官が當該官吏をして行はしめるのであるが、その際民間の專門家中から技能檢査委員を常任的に委囑する外、なるべく檢査の都度當該工場の技術者又は高級技能者を臨時的にこれに委囑する（第九條參照）。

技能檢査の結果はこれを使用者に通知する。

第六條　**甲種檢査**ハ實地作業檢査、筆記試驗、口頭試問ニ依リ概ネ左ノ種類ノ事項ニ付之ヲ行フ

一　技能程度申告標準一級記載事項ニ基キ高度ノ熟練度ヲ對象トスル實地作業

二　技能程度申告標準一級記載事項ニ基キ作業ニ於ケル綜合、工夫能力ヲ對象トスル事項[1)2)]

前項第二號ノ檢査ハ同項第一號ノ檢査ニ合格シタル者ニ對シテノミ之ヲ實施ス

1　例へば、機械關係の職業について言へば、圖面の讀取り、段取、工程順序、工數見積、機械の不良箇所の發見の能力等を指す。

2　甲種檢査に合格しない者はさらに審査又は乙種檢査に依り第二級又は第三級に級付する。

但し、技能程度申告標準において三級の定のない職業については、甲種檢査に合格しない者は第二級とする。右の級付は使用者から徵した作業成績調書及び檢査過程中に觀察した作業狀況等を斟酌して決定する（第八條參照）。

第七條 **乙種檢査**ハ實地作業檢査、口頭試問ニ依リ概ネ左ノ種類ノ事項ニ付之ヲ行フ

一　技能程度申告標準二級記載事項ニ基キ普通ノ熟練度ヲ對象トスル實地作業

二　機械、器具、圖面等ニ關スル簡單ナル知識

第八條　技能審査又ハ技能檢査ニ依ル**技能ノ級付**ハ其ノ者ノ平常ニ於ケル作業狀況ヲ斟酌シテ之ヲ決定ス

地方長官ハ技能審査又ハ技能檢査ノ爲必要アルトキハ使用者又ハ要申告者ヨリ作業成績調書（別表樣式第一號）又ハ履歷書（別表樣式第二號）ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第九條　地方長官ハ技能檢査實施ノ爲必要アリト認ムルトキハ左ノ者ノ中ヨリ**技能檢査委員**ヲ委囑シ檢査事務ヲ補助セシムルコトヲ得

一　工場、事業場ニ勤務スル技術者又ハ高級技能者

二　其ノ他學識經驗ヲ有スル者

第十條　技能檢査實施ノ**日時及場所**ハ檢査ヲ受クベキ者及其ノ者ノ使用者ニ之ヲ通知ス

第十一條　地方長官ハ技能審査又ハ技能檢査ノ結果第一級ニ級付決定シタル者ニ對シ申請[1]ニ依リ**技能**

證明書（別表樣式第三號）ヲ交付スルコトヲ得

技能證明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ技能證明書交付申請書（別表樣式第四號）ヲ提出スベシ

1　第十二條參照。

第十二條　技能證明書ノ交付ヲ申請スル者ハ**手數料**トシテ壹圓ヲ納付スベシ

前項ノ手數料ハ收入印紙ヲ用ヒ申請書ニ貼付スベシ

附　則

本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表樣式第一號　（用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃判）

作業成績調書

現住所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

就業ノ場所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）何工場

氏名　何年何月何日生

一　勤務開始年月日

一　勤務職種竝ニ地位

一　作業內容及作業成績

一勤務狀態

右證明候也

何年何月何日　所在地

工場、事業場ノ代表者名

氏　名　印

（記載注意）

一　勤務職種竝ニ地位ハ現在ニ於ケル職種竝ニ地位ヲ記載シ、地位ハ係長、役付工等其ノ工場、事業場ニ於テ使用スル名稱ヲ以テ之ヲ記載スルコト

二　作業內容及作業成績ハ左ノ如ク區別シテ之ヲ記載スルコト

（イ）使用機械ノ種類（現ニ使用スルモノト使用シタル經驗ノアルモノヲ含ム）

（ロ）製品ノ種類（現ニ製作シツツアルモノト曾テ製作シタルモノノウチ主ナルモノヲ含ム）

（ハ）作業成績

(1) 製品ノ成績（角度、ネヂ、合セ、寸法、大物、小物其ノ他特ニ堪能ナル作業ヲ含ム）

(2) 作業能率ノ程度

(3) 段取工程順序等ニ於ケル能力

（ニ）作業態度

三　勤務狀態ハ次ノ如キ點ニ留意シテ之ヲ記載スルコト

（イ）精勤ノ程度

（ロ）勤務ニ關スル表彰賞與ノ有無

（ハ）其ノ他參考トナルベキ事項

別表樣式第二號　（用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃判）

履歷書

本籍　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

現住所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

就業ノ場所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）何工場

氏　名

何年何月何日生

學業

一　何小學校　何年何月卒業又ハ何學年修了

一　何青年學校　何年何月卒業又ハ何學年修了

一　何學校（何科）　何年何月入學何年何月卒業又ハ何學年終了

職業

一 何職業　何年何月ヨリ何年何月迄（何年何月間）何工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃金一日何圓何錢
何年何月ヨリ現在ニ至ル迄（何年何月間）同工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃金一日何圓何錢

一 何職業　何年何月ヨリ何年何月迄（何年何月間）何工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃金一日何圓何錢
何年何月ヨリ現在ニ至ル迄（何年何月間）同工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃金一日何圓何錢

兵役
賞罰

右之通相違無之候也

何年何月何日　氏名 印

（記載注意）

一 職業ハ勤務工場ヲ異ニスルトキハ行ヲ改ムルコト
同一工場ニ勤務スルモ地位（見習工、普通工、役付工、係長等ノ地位ニ付詳細記入スルコト）ヲ異ニスルトキハ行ヲ改ムルコト

二 賃金ハ健康保險ノ賃金計算ノ方法ニ隨ヒ其ノ行記載期間中ノ最後ノ三箇月間ノ總收入ノ九十分ノ一ニ相當スル額ヲ記載スルコト

別表樣式第三號　（用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃判）

第　號　技能證明書

本籍　氏名

職業名

技能程度　一級

右國民職業能力檢査規則ニ依リ其ノ技能ヲ證ス

年月日生　年月日

年月日　何府縣知事
（北海道廳長官）

別表樣式第四號　（用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃判）

收入印紙

技能證明書交付申請書

氏名 印
氏名 印）

職業能力申告手帳記載ノ番號　第　何　號

本　　籍　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

現　住　所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

就業ノ場所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）何　工　場

氏　　名　　何年何月何日生

職　業　名　何　々

技能程度　何　級

技能檢査ヲ受ケタル年月日　何年何月何日

右國民職業能力檢査規則ニ依リ技能證明書相受度此段及申請候也

何年何月何日

何府縣知事
（北海道廳長官）　殿

氏　名　㊞

（記載注意）

一　氏名ニハ振假名ヲ附スルコト

二　職業名ハ現ニ從事シ又ハ從事シタル指定ノ職業名ヲ記載スルコト

三　技能檢査ヲ受ケザルモノハ技能檢査ヲ受ケタル年月日ノ文字ヲ抹消スルコト

四　第二十二條關係

（一）　工場事業場技能者養成令（昭和十四年三月三十一日公布　勅令第百三十一號）

第一條　國家總動員法第二十二條ノ規定[1]ニ基ク工場及事業場ニ於ケル**技能者[2]ノ養成**ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

1　國家總動員法第二十二條

『政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得』

本條は平戰時を問はず適用されるのであつて、本條に基く本令も從つて戰時平時に共に適用を見るものである。

本條に關する罰則は同法第三十七條第一號に依り、三千圓以下の罰金である。

なほ、本條に基いて、別に『學校技能者養成令』（昭和十四年三月三十一日勅令第百三十號）が公布されてゐる。

2 技能者とは、産業職士としての德性を具へ、且つ中堅職工として須要な知識及び技能を有する者であつて、その技能程度は當該工場又は生産作業について、相當廣範圍の技術的判斷力を有し、指導者の具體的指示を俟たずして大體間違ひなく作業を爲し得る者を謂ふ。そして、その中には將來その工場、事業場において指導者たる職工となり得る者を含んでをられねばならないのであつて、いはゆる專門分業工の如き極めて限られた作業のみを會得した職工であつてはならない。

第二條 厚生大臣ノ**指定スル事業**[1]**ニ屬スル工場又ハ事業場**ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ事業主（以下事業主ト稱ス）ハ**技能者ノ養成ヲ爲スベシ**但シ第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ命令[2]ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 年齡十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人以上使用スル工場又ハ事業場

二 年齡十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人未滿五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ[3][4]

1. 昭和十四年四月四日厚生省告示第五十五號に依るもの。

一 金屬製錬業

二 金屬壓延業（金屬線製造業、金屬箔製造業ヲ除ク）

三 鍛冶業

四 鑄造業

五 金屬熔接業

六 金屬工用、木工用機械器具製造業（製鐵用機械器具製造業ヲ含ム）

七 採鑛、選鑛、製錬用機械器具製造業

八 銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業

九 原動機製造業（汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム）

十 電動機、電氣機械器具製造業

十一 電氣通信機械器具製造業

十二 化學工業用機械裝置製造業

十三 ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、鞴及コツク製造業

十四 ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業

十五 造船業

十六 鐵道軌道車輛製造業

十七 航空機製造業

十八 自動車、自動自轉車製造業

十九 起重機製造業

二十　計器、試驗檢定及學術用器械製造業
二十一　光學機械器具製造業
二十二　醫療器械製造業

第六號乃至第二十二號ノ事業ニハ各其ノ製造物品ノ修繕事業及其ノ部分品ノ製造事業ヲ含ムモノトス

昭和十五年四月十一日厚生省告示第八十四號に依るもの。

一　金屬鑛業
二　石炭鑛業
三　工業藥品製造業
四　染料及中間物製造業（天然染料製造業ヲ除ク）
五　塗料及顔料製造業（漆液製造業ヲ除ク）
六　發火物製造業（マツチ製造業ヲ除ク）
七　鑛物油製造業
八　パルプ製造業
九　鑛物質肥料製造業（配合肥料製造業ヲ除ク）
十　人造レジン素地製造業

十一　フイルム乾板類製造業
十二　研磨材及研磨用品製造業
十三　炭素製品製造業
十四　コークス製造業

2　施行規則第二條參照。工場、事業場において養成工たるべき者を得ること著しく困難な場合又は工場、事業場の負擔能力が本令に依る養成を行ふに堪へない場合等、眞に已むを得ない事情がある場合に限つて義務が免除される。

3　技能者養成に適する施設を有するや否や又は本令に依る養成に堪へ得るや否やを考慮して指定される。なほ、單獨では養成すること困難な場合でも二以上の工場、事業場が共同すればできるやうな場合には共同施設を設けて養成せしむることがある。

4　二百人以上又は五十人以上といふのは、指定事業に從事してゐる男子勞働者だけの數を謂ふのでなく、當該工場、事業場において指定外の事業に從事する男子勞働者をも包含するのである。

第三條　前條ノ規定ニ依リ養成セラルベキ者（以下**養成工**ト稱ス）ノ**員數**ニ關シテハ命令[1]ヲ以テ之ヲ定ム

1　施行規則第四條及び『工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項及第十一條ノ特例ニ

關スル件」第一條參照。

第四條 **養成工**ハ事業主ニ雇傭セラルル養成開始ノ際年齡十四年以上十七年未滿ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小學校ヲ卒業シ若ハ青年學校普通科ノ課程ヲ修了シタルモノ又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認メタルモノナルコトヲ要ス[1)2)]

事業主ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ノ許可ヲ受ケ養成工ノ年齡又ハ教育程度ニ付前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得[3)]

1 施行規則第三條參照。

2 文部大臣において修業年限二年の高等小學校を卒業し又は青年學校普通科の課程を修了した者と同等以上の學力を有するものと認めたものは次の通りである（昭和十四年四月四日文部省告示第二百三號）。

一 高等小學校第二學年修了者

二 中學校第二學年修了者

三 高等學校尋常科第二學年修了者

四 尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする實業學校第二學年修了者

五 高等小學校第一學年修了程度を以て入學資格とする實業學校第一學年修了者

六 尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする小學校、中學校又は實業學校に類する各種學

校第二學年修了者

3 第四條第一項の資格條件に合致する者を養成すべき員數だけ得ることの困難な場合又は養成しようとする技能者の種類に依つて必しもその資格條件に合致する者を養成することが適當でない場合である。手續については施行規則第九條參照。

第五條 事業主ハ養成工ニ對シ其ノ**德性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベシ**[1)2)]

1 技能者養成指針は次の通りである（昭和十四年九月十八日厚生省訓令第十四號）。

工場事業場技能者養成指針

工場事業場技能者養成令ニ依ル技能者ノ養成ハ我國現下ノ重要國策ニ順應シ身體强健、志操堅實、技能優秀ニシテ工場事業場ノ中堅タルベキ職工ヲ養成スルヲ目的トス

技能者ノ養成ニ就テハ養成工ニ對シ德性ヲ涵養シ身體ヲ鍛錬シ工業生產及日常生活ニ須要ナル知識技能ヲ授クベシ

德性ノ涵養及知識技能ノ敎授指導等ハ之ヲ相互ニ聯絡補益セシメ且特ニ日常ノ生產作業ト密接ナル關係ヲ保ツコトヲ期スベシ

一 德性ノ涵養ハ敎育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ國體ノ本義ヲ奉ラカニシテ國民道德ノ振作ニ力メ職業生活ノ國家的意義ヲ明カニシテ產業報國ノ精神ヲ體得セシメ道德ノ實踐躬行ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

德性ノ涵養ニ就テハ特ニ工場勤勞及日常生活ヲ通ジ職工タルノ本分ヲ自覺セシメ規律ヲ重ジ協同ヲ尙ブノ氣風ヲ涵養スベシ

二　技能ノ指導ハ專門ノ職種ニ直接必要ナル作業ノ方法ヲ習得錬磨セシムルノ外之ニ關聯アル作業ノ方法ヲモ體得セシメ兼ネテ工夫考案ノ能力ヲ啓培スルヲ以テ要旨トス

技能ノ指導ニ就テハ特ニ德性ノ涵養トノ聯絡ニ留意シ技能ノ錬磨ヲ通ジテ職業道德ノ實踐ヲ指導スベシ

三　知識ノ敎授ハ技能ノ習得ニ直接必要ナル知識ヲ授ケ中堅職工タルノ資質ヲ高メ兼ネテ日常生活ニ須要ナル普通ノ知識ヲ增進シ一般的敎養ヲ高ムルヲ以テ要旨トス

知識ノ敎授ニ就テハ特ニ技能ノ指導トノ聯絡ニ留意シ觀察力、判斷力ノ涵養ニ努メ生産作業ニ應用自在ナラシメンコトヲ期スベシ

四　體位ノ向上ハ身體ヲ强健ニシ姿勢ヲ端正ニシ其ノ動作ヲ機敏ナラシムルノ外堅忍持久、克己節制ノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス

體位向上ニ就テハ保健衞生ニ留意スルト共ニ適宜體育訓練ヲ實施スベシ

2　養成工ハ、本令に依り德性を涵養し、中堅職工たるに必要な知識及び技能を修習すれば、當該養成期間中は青年學校の修身及び公民科、普通學科並に職業科の課程を修める義務を免除され（昭和十四年六月二十九日文部省告示第三百六十五號）、また養成を修了した後は、そ

の後の青年學校の學年においては青年學校の普通學科及び職業科の課程を修める義務を免除される（昭和十四年六月二十九日文部省告示第三百六十四號）。ただ、敎練の課程については免除されず、養成修了後の修身及び公民科についても同樣である。

參照、青年學校令第七條、青年學校令施行規則第四條及び第五條。

第六條　養成工ノ**養成期間**ハ三年トス

前項ノ養成期間ハ養成ニ關スル施設ノ狀況其ノ他特別ノ事情ニ依リ養成上別段ノ支障ナキ限リ命令[1]ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短縮スルコトヲ得

養成ニ必要ナル**時數**ニ關シテハ命令[2]ヲ以テ之ヲ定ム

1　施行規則第十條參照。

2　施行規則第十一條及び『工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項及第十一條ノ特例ニ關スル件』第二條參照。

第七條　事業主ハ命令[1]ノ定ムル所ニ依リ**養成計畫**[2]ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更[3]セントスルトキ亦同ジ

地方長官必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得[4]

1　施行規則第十二條及び第十三條參照。

2　養成計畫に關しては作成要綱が示されてゐる（金屬工業及び機械器具工業に關しては、昭

和十四年四月一日厚生省發職第二十六號通牒別紙、昭和十五年一月十七日職發第十五號、金屬鑛業及び石炭鑛業竝に化學工業に關しては、昭和十五年四月十六日厚生省發職第五十號通牒別紙)。

3 施行規則第十四條參照。養成計畫作成要綱の範圍内であり、且つ計畫を變更しても養成上妨げない場合に認可される。

4 當初の養成計畫では養成上妨げあり、且つ事業主において變更の認可の申請をしない場合に行はれる。

第八條 厚生大臣戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ特別ノ必要アリト認ムルトキハ前五條ノ規定ニ拘ラズ事業主ニ對シ**短期ノ養成期間ニ依ル技能者ノ養成**ヲ命ズルコトヲ得[1]

厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル事業主ニ對シ前五條ノ規定ニ依ル技能者養成ノ義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

1 戰時又は戰爭に準ずべき事變の場合に際し急速に多數の技能者を必要とする場合に本條の發動を見るのであつて、養成期間、養成員數等を指定して養成を命じ、また必要があれば養成計畫を提出せしめることもある。

第九條 地方長官ハ命令[1]ノ定ムル所ニ依リ事業主ニ對シ養成ヲ行フニ必要ナル**施設**ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ命ズルコトヲ得ベキ設備ノ種類ハ工場又ハ事業場ノ規模ニ應ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

1 施行規則第十五條參照。

第十條 他ノ法令[1]ニ於テ**就業時間**ニ關スル規定アルトキハ養成工ノ養成ハ其ノ就業時間内ニ於テ之ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ養成ニ要スル時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

1 年齢十六歳未滿の保護職工に關する工場法の就業時間の制限、工場就業時間制限令に依る就業時間の制限等。なほ、鑛夫勞役扶助規則では十六歳未滿の者の坑内勞働を禁止してゐるが、特に養成工に關しては養成の必要上、『鑛業權者ハ工場事業場技能者養成令ニ基ク技能者養成ノ爲必要アルトキハ鑛夫勞役扶助規則第十一條ノ二ノ規定ニ拘ラズ十五歳以上十六歳未滿ノ者ヲシテ一週二回以内通ジテ八時間ヲ限リ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得』るものとされてゐる(『技能者養成ノ爲ノ鑛夫勞役扶助規則第十一條ノ二ノ特例ニ關スル件』昭和十五年四月十五日厚生省令第十二號)。

第十一條 事業主ハ養成工ヲシテ授業料其ノ他養成ヲ行フ爲必要ナル**費用**[1]**ヲ負擔セシムルコトヲ得ズ**[2]

但シ命令[3]ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

1 例へば次のやうなものである。

(一) 養成指導員に關する報酬

(二) 教室、實習工場等養成施設の建築並に管理費及び實習に要する諸機械類の購入費
(三) ノート、教科書、標本その他養成工の學習に要する費用
(四) 工具、刃具、金屬及び非金屬材料減磨材（油類等）、燃料、電力、清掃具その他養成工の實習に要する費用
(五) 養成工を學校又は他の養成施設に委託する場合においては授業料及び通學の爲特に增加すべき交通費
(六) 特に養成工の服制を定むる場合においてはその費用

養成工を寄宿舍に收容する場合の食費等は包含されない。

2 養成に要する費用を養成工に轉嫁せしめるため養成工に對し特に低額の賃金を支給するやうなことは認められない。

3 施行規則第十六條參照。工場事業場の負擔能力等を考慮し、ノート教科書等養成工の所有に歸せしめるべき物の費用に限つて許可される方針である。

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ關シ**監督上必要ナル命令**[1]ヲ爲スコトヲ得

1 養成に關する毎週の時間割の作成、養成に關する日誌の記帳、養成を終了した者に對し事業主において終了證書を授與すること等、養成の監督上必要があると認めた場合に發動する。

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令[1]ノ定ムル所ニ依リ技能者ノ養成ニ關シ

國家總動員法第三十一條[2]ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

1 施行規則第十七條及び第十九條參照。

2 國家總動員法第三十一條

『政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得』

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ**臨檢**シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ**檢査**セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票[1]ヲ携帶セシムベシ

1 施行規則第二十條參照。

第十五條 厚生大臣ハ其ノ定ムル所[1]ニ依リ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍內ニ於テ**補助金**ヲ交付ス

厚生大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ**損失ヲ補償**ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

1 工場事業場技能者養成補助規則（昭和十四年七月十八日厚生省令第二十二號）。

第十六條 本令中地方長官トアルハ內地ニ於ケル鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第十七條 本令中厚生大臣又ハ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテ臺灣鑛業規則ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ臺灣總督、其ノ他ノ事業ニ付テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 工場事業場技能者養成令施行規則 (昭和十四年四月四日 厚生省令第三號)

第一條 工場事業場技能者養成令(以下令ト稱ス)ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第二條 令第二條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

一 工場又ハ事業場ノ名稱及所在地

二 工場又ハ事業場ノ事業ノ種類

三 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數

四 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ職種別員數

五 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ養成工タル者ノ職種別員數

六 技能者ノ養成ヲ爲スコト困難ナル理由

第三條 養成工ノ養成ハ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ヨリ、三月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ノ翌年ヨリ**毎年四月ニ於テ之ヲ開始**スベシ[1] 但シ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ特ニ養成開始ノ時期ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ[2]

1 附則第二項及び第三項參照。

2 昭和十五年四月厚生省告示第八十四號(工場事業場技能者養成令第二條註1參照)指定に係る事業に屬する工場又は事業場の事業主であつて、指定の際養成を爲すべき義務あるものの養成を開始すべき時期は、昭和十五年六月(昭和十六年以降においては毎年四月)とする

（昭和十五年四月十一日厚生省告示第八十六號）。

第四條　毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ其ノ年ノ前年十二月三十一日現在[1]當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者（技術者ヲ除ク）タルモノノ員數[2][3]ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率[4]ヲ乘ジテ得タル員數（以下告示員數ト稱ス）以上トス

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場又ハ事業場ニ付毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ヲ告示員數ノ二倍ヲ超エザル範圍內ニ於テ定ムルコトヲ得[5]、

一　年齡十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時千人以上使用スルモノ

二　實習工場其ノ他養成ニ適スル施設ヲ有スルモノ

毎年十二月三十一日現在ニ於テ養成工ノ員數ニ闕員アルトキハ其ノ翌年ニ於テ養成ヲ開始スベキ員數ハ第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル員數ニ其ノ闕員ノ員數ヲ加ヘタル員數トス[6]

1　附則第三項參照。

2　當該工場事業場において令第二條の事業以外の事業に使用せられる者は算入されない。

3　『工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項及第十一條ノ特例ニ關スル件』（昭和十五年四月十一日厚生省令第十一號）第一條に依り、特例が設けられてゐる。

4　告示をもつて定める比率。

（昭和十四年分）（昭和十四年四月四日厚生省告示第五十六號）

工場又ハ事業場ノ種類	比率
一　金屬製錬業	百分ノ四
二　金屬壓延業（金屬線製造業及金屬箔製造業ヲ除ク）	百分ノ四
三　鍛冶業	百分ノ四
四　鑄造業	百分ノ四
五　金屬熔接業	百分ノ四
六　金屬工用、木工用機械器具製造業（製鐵用機械器具製造業ヲ含ム）	百分ノ六
七　採鑛、選鑛、製錬用機械器具製造業	百分ノ六
八　銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ六
九　原動機製造業（汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム）	百分ノ六
十　電動機、電氣機械器具製造業	百分ノ六
十一　電氣通信機械器具製造業	百分ノ六
十二　化學工業用機械器具製造業	百分ノ六

十三　ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、弁及コツク製造業	百分ノ六
十四　ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ六
十五　造船業	百分ノ六
十六　鐵道軌道車輛製造業	百分ノ六
十七　航空機製造業	百分ノ六
十八　自動車、自動自轉車製造業	百分ノ六
十九　起重機製造業	百分ノ六
二十　計器、試驗檢定及學術用器械製造業	百分ノ六
二十一　光學機械器具製造業	百分ノ六
二十二　醫療器械製造業	百分ノ六

（昭和十五年分）（昭和十四年十一月十五日厚生省告示第二百二十五號）

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一　金屬製錬業	百分ノ三・五
二　金屬壓延業（金屬線製造業及金屬箔製造業ヲ除ク）	百分ノ三・五

三　鍛冶業	百分ノ三・五
四　鑄造業	百分ノ三・五
五　金屬熔接業	百分ノ三・五
六　金屬工用、木工用機械器具製造業（製鐵用機械器具製造業ヲ含ム）	百分ノ五
七　採鑛、選鑛、製錬用機械器具製造業	百分ノ五
八　銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ五
九　原動機製造業（汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム）	百分ノ五
十　電動機、電氣機械器具製造業	百分ノ五
十一　電氣通信機械器具製造業	百分ノ五
十二　化學工業用機械裝置製造業	百分ノ五
十三　ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、辨及コツク製造業	百分ノ五
十四　ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ五
十五　造船業	百分ノ五
十六　鐵道軌道車輛製造業	百分ノ五

十七　航空機製造業	百分ノ五
十八　自動車、自動自轉車製造業	百分ノ五
十九　起重機製造業	百分ノ五
二十　計器、試驗檢定及學術用器械製造業	百分ノ五
二十一　光學機械器具製造業	百分ノ五
二十二　醫療器械製造業	百分ノ五

（昭和十五年分）（昭和十五年四月十一日厚生省告示第八十五號）

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一　金屬鑛業	百分ノ一・五
二　石炭鑛業	百分ノ一・五
三　工業藥品製造業	百分ノ二・五
四　染料及中間物製造業（天然染料製造業ヲ除ク）	百分ノ二・五
五　塗料及顏料製造業（漆液製造業ヲ除ク）	百分ノ二・五
六　發火物製造業（マツチ製造業ヲ除ク）	百分ノ二・五

七　鑛物油製造業	百分ノ二・五
八　パルプ製造業	百分ノ二・五
九　鑛物質肥料製造業（配合肥料製造業ヲ除ク）	百分ノ二・五
十　人造レジン素地製造業	百分ノ二・五
十一　フイルム乾板類製造業	百分ノ二・五
十二　研磨材及研磨用品製造業	百分ノ二・五
十三　炭素製品製造業	百分ノ二・五
十四　コークス製造業	百分ノ二・五

（昭和十六年分）（昭和十六年一月十五日厚生省告示第八號）

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一　金屬製錬業	百分ノ二
二　金屬壓延業（金屬線製造業及金屬箔製造業ヲ除ク）	百分ノ二
三　鍛冶業	百分ノ三
四　鑄造業	百分ノ三

五　金屬熔接業	百分ノ三
六　金屬工用、木工用機械器具製造業（製鐵用機械器具製造業ヲ含ム）	百分ノ三・五
七　採鑛、選鑛、製錬用機械器具製造業	百分ノ三・五
八　銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ三・五
九　原動機製造業（汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム）	百分ノ三・五
十　電動機、電氣機械器具製造業	百分ノ三・五
十一　電氣通信機械器具製造業	百分ノ三・五
十二　化學工業用機械裝置製造業	百分ノ三・五
十三　ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、辨及コツク製造業	百分ノ三・五
十四　ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ三・五
十五　造船業	百分ノ三・五
十六　鐵道軌道車輛製造業	百分ノ三・五
十七　航空機製造業	百分ノ三・五
十八　自動車、自動自轉車製造業	百分ノ三・五

十九　起重機製造業	百分ノ三・五
二十　計器、試驗檢定及學術用器械製造業	百分ノ三・五
二十一　光學機械器具製造業	百分ノ三・五
二十二　醫療器械製造業	百分ノ三・五
二十三　金屬鑛業	百分ノ一・五
二十四　石炭鑛業	百分ノ一・五
二十五　工業藥品製造業	百分ノ二・五
二十六　染料及中間物製造業（天然染料製造業ヲ除ク）	百分ノ二・五
二十七　塗料及顏料製造業（漆液製造業ヲ除ク）	百分ノ二・五
二十八　發火物製造業（マツチ製造業ヲ除ク）	百分ノ二・五
二十九　鑛物油製造業	百分ノ二・五
三十　パルプ製造業	百分ノ二・五
三十一　鑛物質肥料製造業（配合肥料製造業ヲ除ク）	百分ノ二・五
三十二　人造レシン素地製造業	百分ノ二・五

三十三	フイルム乾板類製造業	百分ノ二・五
三十四	研磨材及研磨用品製造業	百分ノ二・五
三十五	炭素製品製造業	百分ノ二・五
三十六	コークス製造業	百分ノ二・五

5 當該工場事業場の負擔能力又は養成に關する施設の狀況若は當該工場事業場における技能者養成の必要性に應じ、告示員數以上の員數の養成を命ずる場合である。これを指定員數と稱する。

6 闕員補充員數と稱する。なほ、第七條參照。

第五條 令第二條ノ事業主（以下事業主ト稱ス）前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數ノ養成工ノ**養成ヲ開始スルコト困難ナルトキ**ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ**員數ノ全部又ハ一部ニ付養成ヲ開始セザルコト**ヲ得[1]

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項

二 前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數中養成ヲ開始スルコト困難ナル員數

三 養成ヲ開始スルコト困難ナル理由

1 令第四條第一項に依る資格を具備した者を所定員數だけ得ることができず、同第二項の手續を經てもなほ且つ所要員數を得られない場合又はその他特別の事情がある場合に本條に依り養成員數の減免が行はれる。

右の員數の減免はその年から養成を開始すべき員數の減免であつて、翌年から開始すべき養成については、特に手續を履まない限り、翌年の告示員數又は指定員數に依らればならない。

第六條 事業主養成ヲ開始シタル養成工中堅職工タルノ見込ナシト認メタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ**養成工ノ養成ヲ廢止**スルコトヲ得[1]

前項認可ノ申請ハ養成ヲ廢止セントスル養成工ノ氏名及中堅職工タルノ見込ナシト認メタル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

1 この認可に基く養成工の養成廢止は前條の養成員數の減免と異り、廢止した員數だけ養成員數の闕員となる。

第七條 養成開始後養成工ノ員數ニ**闕員ヲ生ジタルトキ**ハ其ノ闕員ヲ生ジタル時期ガ養成開始後三月以内ノ場合ニ限リ之ヲ**補充**スルコトヲ得[1]

前項ノ規定ニ依リ養成工ノ闕員ヲ**補充**スルトキハ闕員ヲ生ジタル後遲滯ナク之ヲ補充スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ補充シタル養成工ノ養成期間ハ前ノ養成工ノ殘存ノ期間トス

1 三月を過ぎた場合は第四條第三項に依る。闕員は養成工の死亡、退職又は前條の養成廢止等に因り生ずる。

第八條 事業主養成開始後養成工ノ全部又ハ一部ノ員數ニ付養成ヲ繼續スルコトヲ得[1]

ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ**員數ノ養成ヲ廢止**スルコトヲ得[1]

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

一 第二條第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項

二 養成ヲ繼續スルコト困難ナル員數

三 養成ヲ繼續スルコト困難ナル理由

1 この養成員數の減免は、ある特定の年に開始された養成の員數の減免に止まり、その前後の年次に開始され又は開始されるべき養成についての養成員數の減免ではない。

第九條 令第四條第二項ノ許可ノ**申請**ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項

二 許可申請ノ理由

第十條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業主ノ申請ニ依リ令第六條第二項ノ規定ニ依ル**養成期間ノ短縮**ヲ爲スコトヲ得

一 實習工場ニ於テ一年以上養成工ノ技能ヲ授クル場合[1]

二 前號ノ外地方長官ニ於テ養成期間ヲ短縮スルモ養成上妨ゲナシト認メタル場合[2]

前項ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項

二 短縮セントスル期間

三 短縮セントスル理由

1 當該實習工場において養成工として組織的基本實習を行はしめるものにつき認められる。

2 養成しようとする技能者の種類に依り、養成期間を短縮しても養成上妨げない場合とか、從來相當期間本令に依らないで養成した者を、本令に依る養成工とする場合とかに認められる。

第十一條 令第六條第三項ノ養成ニ必要ナル**時數**ヲ定ムルコト左ノ如シ[1]

一 德性ノ涵養ニ充ツベキ時數 毎年四十時間以上

二 中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ七百二十時間以上

三 中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ五千時間以上（令第六條第二項ノ規定ニ依リ養成期間ヲ短縮シタル場合ハ三千五百時間以上）

事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項第二號ノ時數ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ得[2]

前項認可ノ申請ハ短縮セントスル時數及短縮セントスル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

1 『工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項及第十一條ノ特例ニ關スル件』（昭和十五年四月十一日厚生省令第十一號）第二條に特例がある。

2 養成しようとする技能者の種類に依り養成時數を短縮しても養成上妨げない場合又は從來相當期間本令に依らずに中堅職工たるに須要な知識を修習し來つた者を本令に依る養成工とする場合に認められる。

第十二條 令第七條ノ**養成計畫**ハ養成ヲ開始スル毎ニ之ヲ定ムベシ

第十三條 令第七條第一項ノ**養成計畫ノ認可ノ申請**ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ養成ヲ開始スベキ年ノ一月十日ヨリ二月二十日迄ノ間ニ於テ之ヲ爲スベシ[1]但シ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ三月二十日迄ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

一 第二條第一號及第二號ニ掲グル事項

二 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現[2]在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者（技術者ヲ除ク）タルモノノ職種別員數

三 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日[5]現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ員數

四 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在ノ養成工ノ職種別員數

五 養成ヲ開始セントスル養成工ノ職種別員數

六 養成工ノ銓衡方法

七 養成ヲ擔任スル者（以下養成指導員ト稱ス）ノ擔任事項別員數

八 教室、實習工場、寄宿舍其ノ他養成ニ關スル設備ニ關スル事項

九 養成工ノ德性涵養ニ充ツベキ各年別時數

十 養成工ニ授クベキ學科ノ種目及其ノ各種目ノ各年別授業時數

十一 養成工ノ實習種目及其ノ各種目ノ各年別實習時數

十二 養成工ノ養成期間中ニ於ケル賃金其ノ他ノ給與

十三 一日ノ就業時數（養成時數ヲ含ム）

十四 休日及休憩時間

十五 養成ニ要スル經費ノ概算

十六 養成工ノ全部又ハ一部ヲ學校又ハ當該工場若ハ事業場以外ノ施設ニ於テ養成セントスル場合ニ於テハ前各號ニ掲グルモノノ外左ニ掲グル事項

(一) 當該施設ノ名稱及所在地

(二) 當該施設ニ於テ養成セントスル養成工ノ職種別員數

㈢ 養成工ヲシテ當該施設ニ於テ修習セシムベキ事項

㈣ 當該施設ニ於テ養成セントスル期間

十七 其ノ他養成ニ關スル事項

第三條但書ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定シタル期間ニ於テ令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ヲ爲スベシ[4]

1 附則第二項參照。

2 3 附則第四項參照。

4 昭和十五年四月厚生省告示第八十四號（工場事業場技能者養成令第二條註1參照）指定に係る事業に屬する工場又は事業場の事業主であつて、指定の際養成を爲すべき義務あるものの昭和十五年から開始すべき養成の養成計畫認可申請期間は、昭和十五年四月二十一日から同年五月二十日迄である（昭和十五年四月十一日厚生省告示第八十六號）。

第十四條 令第七條第一項ノ**養成計畫變更ノ認可ノ申請**ハ變更セントスル事項及理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第十五條 地方長官ハ令第九條ノ規定ニ依リ事業主ニ對シ**養成指導員**ヲ置クコトヲ、令第二條第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ**教室又ハ其ノ附屬設備**ノ設置ヲ、年齡十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時千人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ實習工場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 令第十一條但書ノ**許可ノ申請**ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

一 第二條第一號及第二號ニ掲グル事項

二 養成工ヲシテ負擔セシメントスル費用ノ種目

三 許可申請ノ理由

第十七條 **事業主養成指導員**ヲ置キタルトキハ遲滯ナク其ノ者ノ氏名、履歷及擔任事項ヲ樣式第一號ニ依リ地方長官ニ報告スベシ之ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第十八條 事業主ハ工場又ハ事業場毎ニ樣式第二號ニ依ル**養成工名簿**ヲ備付クベシ

養成工名簿ハ養成工ノ養成終了後五年間之ヲ保存スベシ

第十九條 事業主ハ**養成ノ狀況**ヲ樣式第三號ニ依リ毎年六月三十日迄ニ地方長官ニ**報告**スベシ

第二十條 令第十四條ノ**證票**ハ樣式第四號ニ依ルモノトス

第二十一條 本令中地方長官トアルハ鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トシ其ノ他ノ事業ニ付テハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

附 則

本令ハ工場事業場技能者養成令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務アル者ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ昭和十四年ヨリ毎年養成ヲ開始スベシ

前項ノ規定ニ依リ昭和十四年ヨリ開始スベキ養成ハ五月ニ於テ之ヲ開始シ其ノ養成計畫ノ認可ノ申請ハ第十三條中ノ申請期間ニ關スル規定ニ拘ラズ昭和十四年四月二十日迄ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ養成ニ付テハ養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ第四條中養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ昭和十四年三月一日現在トシテ算定シタル員數トス

第三項ノ規定ニ依リ提出スベキ養成計畫ノ認可ノ申請ニ付テハ第十三條第一項第二號及第三號中養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ各昭和十四年三月一日現在トス

様式第一號

養成指導員（變更）屆

工場又ハ事業場ノ名稱				
所在地				
任免又ハ變更年月日	氏名	年月日生	專任又ハ兼任ノ別	履歴	擔任事項

昭和　年　月　日

住所
事業主氏名（法人ニ在リテハ其名稱及代表者氏名）㊞

地方長官宛

備考

一　本屆書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判（182mm×257mm）トスルコト

二　氏名ノ左側ニ生年月日ヲ記載スルコト

三　工場又ハ事業場ノ業務ニ從事スル傍ラ養成ヲ擔任スル者ハ兼任トシテ記載スルコト

四　履歴欄ニハ指導員ノ最後ニ卒業シタル學校名、學科名及職業ニ關スル履歴ノ概要ヲ記載スルコト

五　擔任事項欄ニハ指導員ノ擔任スル學科（修身及公民科ヲ含ム）名又ハ實習種目名等ヲ記載ノコト

六　變更ノ場合ハ各相當欄ニ其ノ變更要領ヲ記載シ變更屆トシテ提出スルコト

様式第二號

（表面）養成工名簿

職種	氏名及生年月日	本籍	雇入年月日	養成開始年月日	養成廢止年月日	養成終了年月日	學歴	職歴
	年　月　日生		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日		
			賃金					
			年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日		

（裏面）

備考

備考

一　本名簿ハ用紙ノ大サヲ國定規格B5判（182mm×257mm）トシカード式トスルコト

二　賃金ハ時給、日給ノ區別ヲ明ニシ尚變更アリタルトキハ其ノ年月日及變更額ヲ順次左方ニ記載スルコト

三　裏面備考欄ニハ養成ニ關スル經過等ヲ記載スルコト

様式第三號

養成狀況報告

工場又ハ事業場ノ名稱

所在地

職種	六月一日現在ノ養成工ノ職種別員數			前年四月一日ヨリ本年三月三十一日迄ノ間ニ於テ養成ヲ終了シタル養成工ノ員數	備考
	本年養成ヲ開始セルモノ	前年養成ヲ開始セルモノ	前々年養成ヲ開始セルモノ	計	
	人	人	人	人	
計					

昭和　年　月　日　住所

事業主氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名）印

地方長官宛

備考

本屆書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判（182mm×257mm）トスルコト

様式第四號

本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7判（74mm×105mm）トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス

（表面）

工場事業場技能者養成ニ關スル臨檢票

（裏面）

第　號　昭和　年　月　日交付

厚生省又ハ廳府縣印

官職氏名

國家總動員法第三十一條　政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條　第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ徵役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

工場事業場技能者養成令第十四條　厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

（三）工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項及第十一條ノ特例ニ關スル件（昭和十五年四月十一日厚生省令第十一號）

第一條　左ノ事業ニ屬スル工場又ハ事業場ノ事業主ノ毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ當分ノ內工場事業場技能者養成令施行規則（以下規則ト稱ス）第四條第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ年ノ前年十二月三十一日現在左ノ事業ニ使用セラルル年齡十六年以上五十年未滿ノ帝國臣民タル男子勞働者ノ員數ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率ヲ乘ジテ得タル員數以上トス

一　工業藥品製造業
二　染料及中間物製造業（天然染料製造業ヲ除ク）
三　塗料及顏料製造業（漆液製造業ヲ除ク）
四　發火物製造業（マッチ製造業ヲ除ク）
五　鑛物油製造業
六　パルプ製造業
七　鑛物質肥料製造業（配合肥料製造業ヲ除ク）
八　人造レジン素地製造業

九　フイルム乾板類製造業
十　研磨材及研磨用品製造業
十一　炭素製品製造業
十二　コークス製造業

第二條　金屬鑛業又ハ石炭鑛業ニ屬スル事業場ノ事業主ノ爲スベキ技能者ノ養成ニ於ケル工場事業場技能者養成令第六條第三項ノ**養成ニ必要ナル時數**ハ規則第十一條ノ規定ニ拘ラズ左ノ通トス

一　德性涵養ニ充ツベキ時數　毎年四十時間以上　養成期間ヲ通ジ五百五十時間以上
二　中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時數　養成期間ヲ通ジ三千五百時間以上
三　中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時數

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（四）工場事業場技能者養成補助規則

（昭和十四年七月十八日　厚生省令第二十二號）

第一條　工場事業場技能者養成令第十五條第一項ノ規定ニ依ル**補助金**ハ毎年度豫算ノ範圍內ニ於テ本令ニ依リ之ヲ交付ス

第二條　**補助金**ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ**交付**ス

一　專任ノ養成指導員[1]（以下專任指導員ト稱ス）ノ給料又ハ手當ニ付　二分ノ一以內
二　專任ニ非ザル養成指導員ニシテ實習ヲ擔任スル者[2]（以下實習指導員ト稱ス）ノ手當ニ付　一人當一年ニ付六十圓以內
三　教室[3]及其ノ附屬設備[4]ノ營繕費及之ニ伴フ初度調辨費ニ付[5]　二分ノ一以內
四　養成工ヲ當該工場又ハ事業場以外ノ施設[6]ニ委託シテ養成スル場合ノ授業料其ノ他ノ經費ニ付　二分ノ一以內

年齡十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人未滿五十人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ前項第一號、第三號又ハ第四號ノ補助ノ率ヲ高メ又ハ前項第二號ノ額ヲ增加スルコトアルベシ

1　專任指導員とは當該工場又は事業場の本來の業務に從事せず、專ら養成工の德性涵養、學科の指導又は實習指導に關する養成のみを擔任する者を謂ふ。當該工場又は事業場に附設される青年學校等の施設において養成するときは、養成令に依る養成工のみを他と區分し、專らこれを擔任する指導員に限つて右の專任指導員として取扱ふことができる。この場合には申請書にその旨附記することを要する。

專任指導員中德性涵養又は學科の教授に當る者は中等學校卒業程度以上の學識を有するも

のたることを要する。

2 當該工場又は事業場の本來の業務に從事する傍ら實習の指導を擔任する者を謂ふ。實習指導員はその擔當作業に五年以上の實地經驗を有し、なるべく役附工又は役附工候補者であることを要する。

3 專ら養成工の德性涵養又は學科の教授に充てるべき教室を謂ひ、實習工場等は含まない。

4 教室附屬の設備、すなはち、指導員室、手洗場、更衣室、湯沸室、廊下、便所の如きものを指し、寄宿舍、浴場、材料置場、倉庫等は含まない。

5 當該工場事業場に附設される青年學校等の施設で養成するときには、養成令に依る養成工のみを他と區分し、專らこれを收容し所定の德性涵養又は學科の教授を行ふ場合に限り、當該教室及びその附屬設備の營繕費並にこれに伴ふ初度調辨費が補助の對象となる。この場合には申請書にその旨附記することを要する。

6 當該工場事業場に附設される青年學校、職工學校等の如きは含まない。

第三條 年齡十六年以上ノ男子勞働者ヲ**常時千人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主**ニ對シテハ厚生大臣特ニ補助スルノ必要アリト認ムル經費ニ對スルモノノ外補助金ヲ交付セズ

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ工場又ハ事業場別ニ左ニ掲グル事項ヲ具シ毎年五月三十一日迄ニ當該工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官（鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ

付テハ鑛山監督局長トシ其ノ他ノ事業ニ付テハ東京府ニ在リテハ警視總監トス以下之ニ同ジ）ヲ經由シテ厚生大臣ニ**申請**スベシ

一 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類

二 常時使用スル年齡十六年以上ノ男子勞働者ノ員數

三 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於ケル專任指導員ノ員數及給料又ハ手當所要額

四 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於ケル實習指導員ノ員數及手當所要額

五 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於ケル教室及其ノ附屬設備ノ營繕費並ニ之ニ伴フ初度調辨費ニ關シ左ニ掲グル事項

イ 教室及其ノ附屬設備ヲ建設セントスル場所

ロ 教室ノ構造、室數、平面圖及各教室ノ坪數並ニ收容人員

ハ 教室ノ附屬設備ノ種目及各種目別ノ構造及坪數

ニ 教室及其ノ附屬設備ノ營繕費ノ額及其ノ內譯

ホ 教室及其ノ附屬設備ノ營繕ノ着手及完成豫定年月日

ヘ 初度調辨費ノ額及其ノ內譯

六 養成工ノ委託ニ關シ左ニ掲グル事項

イ 養成工ヲ委託セントスル施設ノ名稱及所在地

ロ　其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於テ委託セントスル養成工ノ職種別員數竝ニ所要經費ノ種目及額

第五條　前條ノ申請ニシテ二以上ノ工場又ハ事業場ノ**共同養成施設ニ對スル補助金ノ交付**ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ當該養成施設ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ其ノ代表者ニ於テ之ヲ爲スベシ

一　當該養成施設ニ於テ養成工ヲ養成シ又ハ養成セントスル工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類

二　前號ノ工場又ハ事業場ニ於テ常時使用スル年齢十六年以上ノ男子勞働者ノ員數

三　當該養成施設ニ於テ養成シ又ハ養成セントスル養成工ノ工場又ハ事業場別ノ職種別員數

四　當該養成施設ニ於テ養成工ヲシテ修習セシムベキ事項

五　前條第三號乃至第五號ニ掲グル事項

前項ノ申請書ニハ申請者ノ代表者タルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第六條　補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者**補助金ノ交付ヲ請求**セントスルトキハ毎年三月五日迄ニ補助金交付請求書ニ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ間ニ於ケル第四條第三號乃至第六號ニ規定スル經費ノ支出精算書ヲ添附シ第四條又ハ第五條ノ補助金交付ノ申請ヲ經由シタル地方長官ニ提出スベシ

第七條　補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキハ厚生大臣ハ補助金交付ノ指令ヲ**取消**シ、補助金額ヲ**減少**シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ**還付**ヲ命ズルコトアルベシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中五月三十一日迄トアルハ昭和十四年度ニ限リ八月三十一日迄トス

（五）　工場事業場技能者養成計畫作成要綱

1　金屬工業及機械器具工業ノ養成計畫作成要綱

（昭和十四年四月一日厚生省發職第二六號通牒別紙ノ昭和十五年一月十七日職發第一五號通牒ヲ以テ五(三)及四ノ內工業學科ノ授業時數中一部變更）

一　養成職種

養成職種ハ原則トシテ左ノ職種（國民職業能力申告令第一號ノ指定職業中主トシテ金屬及機械器具工業ニ從事スル職種）ノ內ヨリ當該工場又ハ事業場ヲシテ之ヲ選定セシムルコト

一　金屬試驗工　　二　實驗工　　三　機械檢査工

四　レンズ檢査工　　五　試運轉工　　六　分析工

五五	光學ガラス工	一〇七	鑄金製
五六	製圖手	一一九	現場
五七	メッキ工	二二三	鋼鐵
五八	鑄造	二二五	平中野
四三	仕上工	二三八	鋼鐵
四四	自動組立工	二三九	精密
四六	機械組立工	二四〇	仕上切削工
四九	木型製作工	二四一	齒車創リ
五〇	造船工	二四四	目盛機械
五二	舟艇組立工	二四七	電機
五三	盛裝組立工	二五〇	特殊機械
五四	電氣通信機具工	二五二	形研磨機
五五	木型仕上工	二五三	旋盤
五六	電信ケーブル工	二五六	配管
五七	航空機組立工	二五九	板金製
五八	卷線工	二六〇	熔接
五九	池型製造工	二六三	機械操作工
六〇	鍛造工	二七四	鍛造
六一	鍛造工	二八一	鍛造

四 養成指導員ノ員數及資格

(一) 學科指導員

可成養成工一〇〇名ニ付一名ノ專任指導員ヲ置キ養成工ノ德性涵養、中堅工タルニ必要ナル學科ノ教授等ニ當ラシムルコト

右指導員ハ中等學校卒業程度以上ノ學識ヲ有スル者又ハ工場、事業場ニ於テ相當ノ經驗ヲ有スル者タルコト、尚學科目、授業時數及養成員數ニ應ジ修身及公民科、普通學科及工業學科ニ付各相當員數ノ兼任指導員ヲ置クコト

(二) 實習指導員

養成工ヲ錠前採用スルコト

養成工ヲ當該工場、事業場ノ徒業者中ヨリ採用スル場合ハ中堅職工タルニ必要ナル資質ヲ有スル者

養成工ヲ新規ニ採用スル場合ハ可成職業紹介所ヲ通ジテ採用スルコト

養成工ヲ錠前方法

養成工ノ職種別員數ハ當該工場又ハ事業場ノ必要ニ應ジテ適宜之ヲ定ムルコトヲ得

二 養成工ノ職種別員數

可成養成工二〇名ニ付一名ノ實習指導員ヲ置キ養成工ノ實習ヲ指導セシムルコト

右指導員ハ兼任ヲ妨ゲザルモ擔當作業ニ關シ原則トシテ五年以上ノ實地經驗ヲ有スル者ニシテ可成役付工又ハ役付工候補者タルコト

五　養成工ニ授クベキ學科ノ種目及其ノ種目別授業時數

(一)　養成工ニ授クベキ學科ノ種目

養成工ニ授クベキ學科ノ種目ハ普通學科ト工業學科トニ分ツコト

(二)　普通學科ノ教授科目

普通學科ノ教授科目ハ國語、國史、數學及理科（物理及化學）トシ必要ニ應ジ地理、英語ヲ加フルコトヲ得但シ國語及國史ハ毎年之ヲ課スルコト

前項ノ教授科目ハ適宜之ヲ分合シ得ルコト

(三)　工業學科ノ教授科目

工業學科ノ教授科目ハ製圖、材料、工業要項（機械ノ要素、電氣工學、力學、工作法及安全教育等各職種ニ共通スル基礎的工業學科）及專門作業法トシ必要ニ應ジ其ノ他ノ科目ヲ加ヘ又ハ教授科目ヲ分合シ得ルコト

各教授科目ノ教授要目ハ追テ指示スル所ニ依リ之ヲ定ムルコト

(四)　教授時數

各教授科目ノ教授時數ハ第一號表ノ時數以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通學科ノ各教授科目間及工業學科ノ各教授科目間ノ授業時數ハ工場事業場ノ狀況及養成職種ニ應ジ適當ニ增減スルコトヲ得ルコト

施行規則第十一條第二項ノ規定ニ依リ授業時數ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ認可セラレタル工場、事業場ニ在リテハ第二號表ノ時數以上ニ於テ之ヲ定ムルコト

但シ普通學科ノ各教授科目間及工業學科ノ各教授科目間ノ授業時數ハ工場、事業場ノ狀況及養成職種ニ應ジ適當ニ增減スルコトヲ得ルコト。

普通學科及工業學科ノ標準時數

第一號表

學科	科目	時數
普通學科	國語	五〇
	國史	五〇
	數學	七〇
	理科	五〇
	計	二二〇

(1) 二〇
(2) 一五
(3) 一五
(1) 一五
(2) 一〇
(3) 一五

第二號表

學科	科目	時數
工業學科	製圖	一〇〇
	材料	五〇
	工業要項	一〇〇
	專門作業法	二五〇
	計	五〇〇
合計		七二〇
普通學科	國語	五〇 (1)(2)(3)
	國史	四五 (1)(2)(3)
	數學	六五
	理科	四〇
	計	二〇〇

學科	科目	時數
工業學科	製圖	七〇
	材料	四〇
	工業要項	七〇
	專門作業法	一七〇
	計	三五〇
合計		五五〇

（括弧内ノ算用數字ハ年度ヲ示ス）

(五) 養成工ノ實習種目及時數

養成工ノ實習ハ基本實習及應用實習トシ基本實習時間ハ可成一千時間、應用實習時間ハ四千時間トスルコト

專門實習工場ヲ有スル場合ノ養成工ノ職種別基本實習要目ハ可成左例ニ準據シ工場又ハ事業場ノ狀況及養成職種ニ應ジ適切ニ之ヲ定ムルコト

專門實習工場ヲ設ケザル場合ノ職種別基本實習ハ生產工場ニ於テ實施シ得ル範圍ニ於テ可成左例ニ準據シテ之ヲ定ムルコト

應用實習ハ當該工場、事業場ノ生產作業ニ從事セシメ養成職種ニ應ジ計畫的ニ作業法ヲ體得セシムル樣實習指導員ヲシテ指導セシムルコト

基本實習ノ例

一、旋盤工ノ基本實習（總計一〇〇〇時間）

内譯　旋盤基本練習（計　七〇〇）

▲關係基本實習（計　三〇〇）

▲(1) ハツリ基本練習

(1)姿勢　(2)片手槌使用法　(3)基本ハツリ動作　(4)荒ハツリ　(5)仕上ハツリ

▲(2) 鑢掛基本練習

(1)姿勢　(2)基本動作　(3)大形鑢　(4)中形鑢　(5)小形鑢

(3) 旋盤使用基本練習

(1)ベルト掛替操作　(2)ハンドル操作　(3)手送及自動送操作　(4)心出シ心揉ミ　(5)バイト取付

(6)加工品取付（センタ及チヤツク）　(7)其ノ他

(4) 計測器使用基本練習

(1)パス　(2)ノギス　(3)マイクロメーター　(4)限界ゲージー　(5)其ノ他

(5) バイト燒入及研磨基本練習

(6) センタ仕事ニ依ル普通切削練習

(1)加工品（丸棒）ノ心出シ及取付　(2)丸削　(3)段削　(3)勾配削　(5)ローレット掛ケ　(6)荒削

(7)中削　(8)仕上削　(9)手送及自動送　(10)バイトノ選擇及研磨

(7) センタ仕事ニ依ルネヂ切削練習

(1)齒車組成　(2)三角ネヂ　(3)角ネヂ

(8) チヤツク仕事ニ依リ普通切削練習

(1)加工品ノ取付　(2)丸削　(3)正面削　(4)穴削（穿孔、リーマ、勾配削）　(5)突切　(6)雌ネヂ切削　(7)曲面削　(8)荒削　(9)中削　(10)仕上削　(11)手送及自動送　(12)バイトノ選擇及研磨

(9) 精密切削練習

(1)マイクロメーター及限界ゲージニ依ル內外面切削　(2)嵌合

▲(10) ボール盤基本練習

▲(11) フライス盤基本練習

（フライス盤專門實習工場ヲ有セザル時ハ生產工場ニ於テ實習指導員ノ實地說明ヲナサシムルコト）

▲(12) 其ノ他

二、仕上工ノ基本實習（總計　一、〇〇〇時間）

内譯　仕上基本練習（九〇〇時間）

▲關係基本實習（一〇〇時間）

(1) ハツリ基本練習
(1)姿勢 (2)片手槌使用法 (3)基本ハツリ動作 (4)荒ハツリ (5)仕上ハツリ (6)タガネノ焼入焼戻

(2) 鑢掛基本練習
(1)姿勢 (2)基本動作 (3)大形鑢 (4)中形鑢 (5)小形鑢 (6)半丸(丸)鑢

(3) タガネ、鑢ノ應用實習
(1)油溝ハツリ (2)角柱 (3)六角柱 (4)丸角片

(4) 計測器使用基本練習
(1)パス (2)ノギス (3)マイクロメーター (4)ダイアルゲージ (5)限界ゲージ (6)其ノ他

(5) キサゲ基本練習

(6) 孔明基本練習

(7) ネヂ立基本練習
(1)ネヂ切リ (2)ハンドタップ (3)ダイス

(8) リーマ基本練習
(1)ハンドリーマ (2)テーパーリーマ

(9) 弓鋸盤及弓鋸基本練習

(10) 研磨基本練習

(1)卓上研磨盤 (2)手持電氣(空氣)グラインダー

(11) ケガキ基本練習
(1)トースカン (2)軸ノ中心求メ方 (3)ポンチ打方 (4)型板使用ケガキ法

(12) 寸法仕上應用實習
(1)スパナ (2)センターポンチ (3)テストハンマ (4)ヤケン臺 (5)パス (6)コンパス (7)ノギス
(8)スコヤ (9)正五角鈑ゲージ (10)トースカン (11)手萬力

(13) 摺合練習
(1)平面摺合 (2)曲面摺合 (3)球面摺合 (4)勾配付曲面摺合 (5)摺合定盤 (6)ストレートエッヂ
(7)軸受摺合

(14) ラッピング練習

(15) 植込ボルト練習

(16) キー溝掘練習

(17) 組立基本練習

▲(18) 旋盤基本練習

▲(19) 其ノ他

六 他ノ施設ヲ利用スル養成

養成工ノ全部又ハ一部ヲ學校又ハ他ノ施設ヲ利用シテ學科又ハ實習ノ全部又ハ一部ヲ修習セシメントスル場合ニ於テハ利用セントスル學校又ハ他ノ施設ガ中堅職工ノ養成ニ適シ且當該學校又ハ他ノ施設ニ於テ修習セシムベキ學科又ハ實習ノ種目竝ニ其ノ種目別授業時數ガ前掲(四)(五)ニ定メタルモノ以上ノ場合ニ限リ之ヲ認可スルコト

2 金屬鑛業及石炭鑛業ノ養成計畫作成要綱（昭和十五年四月十六日 厚生省發職第五〇號通牒別紙）

一 養成職種

養成職種ニ付テハ將來事業場ニ於ケル中堅從業員（係員助手級）タルベキモノヲ養成スルコトトシ各職種ニ分タザルコト但シ電氣又ハ機械關係專門ノ中堅從業員ヲ養成セントスル場合ニ於テハ之等ノ職種ヲ併セ加フルモ差支ナキコト

二 養成工ノ銓衡方法

養成工ハ可成新規雇入ノ者ヨリ之ヲ銓衡スルコト但シ新規雇入ノ者ノミニテ充足シ得ザル場合ハ當該事業場ノ從業員中ヨリ中堅職工タルニ必要ナル資質ヲ有スル者ヲ銓衡採用スルコト

三 養成指導員ノ員數及資格

（一）學科指導員

可成養成工一〇〇人ニ付一人ノ專任指導員ヲ置キ養成工ノ德性涵養中堅從業員タルニ須要ナル學

科ノ教授等ニ當ラシムルコト

右指導員ハ中等學校卒業程度以上ノ學識ヲ有スル者又ハ事業場ニ於テ相當ノ經驗ヲ有スル者タルコト

尙學科目授業時數及養成員數ニ應ジ德性ノ涵養、普通學科及鑛業學科ニ付各相當員數ノ兼任指導員ヲ置クコト

（二）實習指導員

可成養成工二〇人ニ付一人ノ實習指導員ヲ置キ養成工ノ實習ヲ指導セシムルコト

右指導員ハ兼任ヲ妨ゲザルモ可成係員助手又ハ鑛夫頭タルコト

四 養成期間

年齢十六年未滿ノ者ニ付養成ヲ開始スル場合ニ在リテハ三年、年齢十六年以上ノ者ニ付養成ヲ開始スル場合ニ在リテハ許可ヲ受ケ二年トスルヲ得ルコト

五 養成工ニ授クベキ學科ノ種目

（一）養成工ニ授クベキ學科ノ種目ハ普通學科ト鑛業學科ニ分ツコト

(1) 普通學科ノ教授科目ハ國語、國史、數學及理科（物理及化學）トシ必要ニ應ジ地理及英語ヲ加フルコトヲ得ルコト尙國語及國史ハ毎年之ヲ課スルコト

前項ノ各教授科目ハ適宜之ヲ分合シ得ルコト

(2) 鑛業學科ノ教授科目ハ可成測量製圖、地質鑛床、鑛業要項及專門作業法トシ必要ニ應ジ其ノ他ノ科目ヲ加フルヲ得ルコト

鑛業要項ニハ機械工學、電氣工學、安全教育等ヲ含ムモノトスルコト

鑛業學科ノ各教授科目ハ事業場ノ狀況及養成職種ニ依リ適宜之ヲ分合シ得ルコト

各教授科目ノ教授要目ハ養成計畫中ニ記載スルコトヲ要セザルモ可成左例ニ準據シテ之ヲ定ムルコト但シ電氣又ハ機械關係職種ニ付テハ適宜之ヲ定ムルコト

鑛業學科教授要目ノ例

科目	教授要目
測量製圖	測量機器一般、測量法、簡單ナル製圖法、見取圖、讀圖、其ノ他
地質鑛床	地質大意、鑛床大意、其ノ他
鑛業要項	
機械工學	機械ノ要素一般、鑛業用機械ノ名稱及用途其ノ他
電氣工學	電氣單位、電氣回路、導體及絶緣物、電氣計器、配電盤、電動機ノ取扱、其ノ他
其ノ他	安全教育、救急法、其ノ他

專門作業法	採鑛、選鑛、運鑛、其ノ他ノ內容ヲ適宜定ムルコト

(二) 授業時數

各教授科目ノ授業時數ハ左表ノ時數以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通學科ノ各教授科目間及鑛業學科ノ各教授科目間ノ授業時數ハ事業場ノ狀況ニ應ジ適當ニ增減スルコトヲ得ルコト

學科	科目	時數
普通學科	國語	五〇(1)二〇(2)一五(3)一五
	國史	四五(1)一五(2)一五(3)一五
	數學	六五
	理科	四〇
	合計	二〇〇
鑛業學科	測量製圖	五〇
	地質鑛床	二〇
	鑛業要項	一〇〇
	專門作業法	一八〇
	合計	三五〇

(括弧內ノ算用數字ハ年度ヲ示ス)

六　養成工ノ實習種目及時數

養成工ノ實習ハ基本實習及應用實習トシ可成基本實習時間ハ八百時間、應用實習時間ハ二千七百時間トスルコト

基本實習要目ハ概ネ左例ニ準ジ之ヲ定ムルコト但シ電氣又ハ機械關係ノ職種ニ在リテハ適宜之ヲ定ムルコト

應用實習ハ當該事業場ノ生産作業ニ從事セシメ計畫的ニ作業法ヲ體得セシムル樣實習指導員ヲシテ指導セシムルコト

基本實習ノ例

基本實習要目（八〇〇時間）

(1)　選鑛（選炭）練習

1鑛石（石炭）ト岩石トノ見分ケ方　2鑛石ノ品位（炭質）ノ見分ケ方　3手選　4其ノ他

(2)　手掘基本練習

1姿勢　2道具使用法　3手掘動作　4其ノ他

(3)　運搬基本練習

1シヨベルノ使用法　2箕ト合砂ノ使用法　3其ノ他

(4)　木工基本練習

1木工用具ノ使用法　2同上手入法　3簡單ナル木工品ノ製作竝ニ修理　4其ノ他

(5)　測量製圖基本練習

1測量機器ノ使用法　2測量　3見取圖ノ書方ト讀ミ方　4製圖ノ見方　5其ノ他

(6)　機械ニ關スル基本練習

1工具類使用法　2各種計測器使用法　3各種機械ノ取扱方　4ロープ類ノ繼ギ方ト取扱方　5其ノ他

(7)　電氣ニ關スル基本練習

1電線、電纜ノ接續方法　2電氣計器類ノ使用法　3電氣機器ノ取扱方　4其ノ他

(8)　安全燈取扱練習

1安全燈ノ分解組立　2安全燈ノ使用法　3安全燈ノ故障ト修理　4安全燈ノ保管整理　5其ノ他

(9)　救急用具ノ使用練習

1救急用具ノ取扱方法　2救急練習　3其ノ他

(10)　運搬練習

1鑛車（炭車）ノ取扱法　2同上注油及修理　3軌道ノ敷設法及移動法　4其ノ他

(11)　手掘及機械掘練習

1手掘練習　2鑿岩機、採炭機ノ分解及組立　3同上使用法　4同上故障ト修理　5タガネノ成

形ト燒入　6送風管トホースノ繼ギ方　7其ノ他

(12) 發破基本練習

1手掘ニヨル發破孔ノ繰リ方　2機械掘ニヨル發破孔ノ繰リ方　3火藥類取扱方　4火藥類裝塡方法　5發破準備操作　6其ノ他

(13) 保坑練習

1木造リ　2根掘　3用材ノ檢査　4用材ノ運搬取扱方　5コンクリートノ調合ト打チ方　6支柱ノ組立方　7其ノ他

(14) 保安練習

1瓦斯、炭塵、風速、溫度、濕度、氣壓等ノ測定法　2瓦斯又ハ炭塵ニ對スル處置　3通氣扉ノ取扱　4其ノ他

(15) 其ノ他

七　他ノ施設ヲ利用スル養成

養成工ノ全部ヲ學校又ハ他ノ施設ヲ利用シテ學科又ハ基本實習ノ全部又ハ一部ヲ修習セシメントスル場合ニ於テハ利用セントスル學校又ハ他ノ施設ガ中堅從業員ノ養成ニ適シ且前揭五、六、ニ適合スル內容ヲ有スル場合ニ限ルコト

3　化學工業ノ養成計畫作成要綱（昭和十五年四月十六日厚生省發職第五〇號通牒別紙）

一　養成職種

養成職種ハ原則トシテ左ノ職種ノ內ヨリ當該工場事業場ニ於テ適宜選定スルコト

硫酸工	鹽酸工	硝酸工	
ソーダ工	壓縮ガス工	アンモニヤ合成工	
カーバイト電炉工	石炭乾溜工	タール分溜工	
染料工	人造石油工	石油工	
パルプ工	顏料塗料工	火藥工	
火工	電極工	分析工	
實驗工	合成樹脂工	化學電炉工	
寫眞化學工	人造砥石工	人造肥料工	
工業藥品工			

二　養成工ノ職種別員數

養成工ノ職種別員數ハ當該工場事業場ノ必要ニ應ジ適宜之ヲ定ムルコト

三　養成工ノ銓衡方法

養成工ヲ新規ニ採用スル場合ハ可成職業紹介所ヲ通ジテ採用スルコト

養成工ヲ當該工場事業場ノ從業者中ヨリ採用スル場合ハ中堅職工タルニ必要ナル資質ヲ有スル者ヲ銓衡採用スルコト

四　養成指導員ノ員數及資格

(一)　學科指導員

可成養成工一〇〇人ニ付一人ノ專任指導員ヲ置キ養成工ノ德性涵養中堅職工タルニ須要ナル學科ノ教授等ニ當ラシムルコト

右指導員ハ中等學校卒業程度以上ノ學識ヲ有スル者又ハ工場事業場ニ於テ相當ノ經驗ヲ有スル者タルコト尙學科目授業時數及養成員數ニ應ジ德性涵養、普通學科及工業學科ニ付各相當員數ノ兼任指導員ヲ置クコト

(二)　實習指導員

可成養成工二〇人ニ付一人ノ實習指導員ヲ置キ養成工ノ實習ヲ指導セシムルコト

右指導員ハ兼任ヲ妨ゲザルモ擔當作業ニ關シ原則トシテ五年以上ノ實地經驗ヲ有スルモノニシテ可成役付工又ハ役付工候補者タルコト

五　養成工ニ授クベキ學科ノ種目及其ノ種目別授業時數

(一)　養成工ニ授クベキ學科ノ種目

養成工ニ授クベキ學科ノ種目ハ普通學科ト工業學科ニ分ツコト

(1)　普通學科ノ教授科目ハ國語、國史、數學及理科（物理及化學）トシ必要ニ應ジ地理及英語ヲ加フルコトヲ得ルコト尙國語及國史ハ毎年之ヲ課スルコト

前項ノ各教授科目ハ適宜之ヲ分合シ得ルコト

(2)　工業學科ノ教授科目ハ可成工業化學、分析、工業要項及專門作業法トシ必要ニ應ジ其ノ他ノ科目ヲ加フルコトヲ得ルコト

工業要項ニハ製圖、機械工學、電氣工學、安全教育等ヲ含ムモノトスルコト

前項ノ各教授科目ハ工場事業場ノ狀況及養成職種ニ依リ適宜之ヲ分合シ得ルコト

各教授科目ノ教授要目ハ養成計畫中ニ記載スルコトヲ要セザルモ可成左例ニ準據シテ之ヲ定ムルコト但シ養成職種ニ依リ精粗其ノ取扱ヲ適切ニシ得ルコト

工業學科教授要目ノ例　工業藥品工ノ工業學科教授要目

科目	教授要目
工業化學	無機化學一般、有機化學一般、製造化學其ノ他
分析	定性分析一般、定量分析一般
工業要項	

製圖	平面幾何圖法、投象圖、簡單ナル機械部分品ノ製圖法、其ノ他
機械工學	機械ノ要素一般、化學機械裝置ノ名稱用途、其ノ他
電氣工學	電氣單位、電氣回路、導體及絶緣物、電氣計器、配電盤、電動機ノ取扱、其ノ他
其ノ他	安全教育、衞生換氣、其ノ他
專門作業法	養成職種ニ應ジ適宜定ムルコト（例ヘバ工業藥品作業法等）

（二）授業時數

各教授科目ノ授業時數ハ第一號表ノ時數以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通學科ノ各教授科目間及工業學科ノ各教授科目間ノ授業時數ハ工場事業場ノ狀況及養成職種ニ應ジ適當ニ增減スルコトヲ得ルコト

施行規則第十一條第二項ノ規定ニ依リ授業時數ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ認可セラレタル工場、事業場ニ在テハ第二號表ノ時數以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通學科ノ各教授科目間及工業學科ノ各教授科目間ノ授業時數ハ工場、事業場ノ狀況及養成職種ニ應ジ適當ニ增減スルコトヲ得ルコト

第一號表

學科	科目	時數
國語		五〇 (1)
		二〇 (2)
		一五 (3)

第二號表

學科	科目	時數
國語		五〇 (1)
		二〇 (2)
		一五 (3)

普通學科	國史	五〇 (1)	二〇 (2)	一五 (3)
	數學	七〇		
	理科	五〇		
	合計	二二〇		
工業學科	工業化學	一〇〇		
	分析	八〇		
	工業要項	一二〇		
	專門作業法	二〇〇		
	合計	五〇〇		

（括弧內ノ算用數字ハ年度ヲ示ス）

普通學科	國史	四五 (1)	一五 (2)	一五 (3)
	數學	六五		
	理科	四〇		
	合計	二〇〇		
工業學科	工業化學	七〇		
	分析	六〇		
	工業要項	八〇		
	專門作業法	一四〇		
	合計	三五〇		

六　養成工ノ實習種目及時數

養成工ノ實習ハ基本實習及應用實習トシ可成基本實習時間ハ一千時間應用實習時間ハ四千時間トスルコト

養成工ノ職種別基本實習要目ハ概ネ左例ニ準ジ之ヲ定ムルコト

應用實習ハ當該工場、事業場ノ生產作業ニ從事セシメ養成職種ニ應ジ計畫的ニ作業法ヲ體得セシムル樣實習指導員ヲシテ指導セシムルコト

基本實習ノ例

工業藥品工ノ基本實習（總計　一、〇〇〇時間）

內譯　基本練習　（八〇〇時間）

▲關係基本實習　（二〇〇時間）

(1) 溫度測定練習

1 各種低溫度計ノ取扱方　2 溫度讀ミ方　3 記錄方法　4 其ノ他

(2) 秤量基本練習

1 液體、個體、氣體ノ取扱方　2 秤ノ扱方　3 秤量操作

(3) 工業藥品鑑識練習

1 試料ノ扱方　2 色ニヨル鑑識　3 結晶形ニヨル鑑識　4 臭氣ニヨル鑑識　5 記號ノ讀ミ方　6 物理的鑑識　7 化學的鑑識

(4) 比重測定練習

1 基本操作　2 液體ノ比重測定　3 其ノ他

(5) 化學實驗

1 藥品ノ取扱方　2 溶劑ノ取扱方　3 反應試驗　4 其ノ他

(6) 分析實習

1 試料ノ採リ方　2 用具ノ取扱方　3 定性分析　4 定量分析

▲(7) 機械ニ關スル基本實習

1 工具類ノ使用法　2 計測器ノ使用法　3 コック及瓣ノ取扱方　4 機械取扱ノ基本操作　5 其ノ他

▲(8) 電氣ニ關スル基本練習

1 電氣計器ノ讀ミ方　2 電氣機器ノ取扱方　3 其ノ他

(9) 製造裝置取扱基本練習

1 各種計器讀ミ方　2 記錄ノ取方　3 自記計器記錄ノ讀ミ方　4 各配管ノ識別ト取扱方　5 各種信號ノ識別ト取扱方　6 原料ノ配合方法　7 製造裝置ノ取扱方　8 製造裝置及部分品ノ分解組立　9 パツキングノ入レ方　10 其ノ他

▲(10) 製品ノ取扱練習

1 充塡方法　2 包裝方法　3 容器ノ取扱方　4 貯藏整頓　5 其ノ他

(11) 故障處置基本練習

1 停電　2 斷水　3 機械裝置ノ故障　4 災害　5 保護具使用方法　6 其ノ他

(12) 其ノ他

七　他ノ施設ヲ利用スル養成

養成工ノ全部又ハ一部ヲ學校又ハ他ノ施設ヲ利用シテ學科又ハ基本實習ノ全部又ハ一部ヲ修習セシ

メントスル場合ニ於テハ利用セントスル學校又ハ他ノ施設ガ中堅職工ノ養成ニ適シ且ツ前掲五、六ニ適合スル內容ヲ有スル場合ニ限ルコト

第三　資源調査法關係

一　勞務動態調査規則（昭和十四年十一月二十八日厚生省令第三十八號　昭和十五年六月十四日厚生省令第二十六號改正　昭和十六年二月一日厚生省令第二號改正）

資源調査法第一條[1]ノ規定ニ依リ勞務動態調査規則左ノ通定ム

1　資源調査法第一條

『政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム』

勞務動態調査規則

第一條　常時[1]勞務者[2]ヲ雇傭スル者[3]（以下**雇傭主**ト稱ス）ハ勞務者使用ノ場所毎[4]ニ毎年二回三月及九月各月末現在ヲ以テ勞務者ノ**雇入、解雇、雇入豫定數其ノ他勞務動態ニ關スル事項**[5]ニ付勞務者使用ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ**報告**ヲ爲スベシ[6]

1　調査期日現在において勞務者を雇傭し、その雇傭期間が引續き三箇月以上に亙る場合又は調査期日現在において勞務者を雇傭してゐなくても調査期日を基準として過去六箇月間に引續き三箇月以上勞務者を雇傭した場合は、何れも常時勞務者を雇傭することとなる。季節的雇傭であつても、右に該當すれば常時雇傭することとなる。

2　勞務者とは、身體的勞務に從事すると精神的勞務に從事するとを問はない。技術者も、事務從事者も、教員も、普通の勞働者もすべて包含される。

調査の對象となるのは雇傭勞務者に限る。從つて家族を家業に使用してゐるに過ぎないやうな場合は含まれない。また、會社の重役、產業組合、農會等の理事者は雇傭關係に立つものではなく、從つて調査の對象とならない。しかし、雇傭關係のあるものはすべて調査されるのであつて、雇傭の形式の如何を問はない。從つて、抱へ藝妓、內弟子、徒弟、家事見習等はすべて雇傭されてゐるものである。

本調査の報告義務者であつても、自分が同時に勞務者[5]である場合には、自分についても報告を要する。

勞務者の中で第十四條に該當する者は調査から除外されてゐる。

3　常時勞務者を雇傭する者が報告の義務を有するのであるから、短期又は臨時的に雇傭する者とか、家族員を家事に使用するに止まる者は報告の義務はない。

報告を爲すべき雇傭主は自然人たると法人たるとを問はないが（この點については、なほ資源調査法第四條參照）、法人格を有しない各種團體においてはその代表者が報告すべきものである。なほ、市町村、國、道府縣に關し第十二條及び第十三條參照。

雇傭主がみづから勞務者使用の場所の管理をしない場合については、第十五條參照。

4 勞務者使用の場所を二以上有するときは各別に報告することを要する。使用の場所が不定又は移動する場合については第十六條參照。

報告はすべて勞務者使用の場所において行ふのであつて、雇傭主の住所に依るのではない。

5 調査事項は別表樣式參照。

6 報告を爲さず又は虚僞の報告を爲した者は、資源調査法第六條の規定に依り二百圓以下の罰金に處せられる。

第二條 前條ノ報告ハ別表樣式ニ依ル**勞務動態調査票用紙**ニ依リ正副二通各翌月十日迄[1]ニ勞務者使用ノ場所ヲ管轄スル**市町村長ヲ經由**シテ之ヲ爲スベシ

1 第三條及び第四條參照。

第三條 交通至難ノ地[1]ニ勞務者使用ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ地方長官ハ前條ノ**報告期限ニ付別段ノ定**ヲ爲スコトヲ得[1]

1 第四條及び勞務動態調査事務取扱規程第五條參照。

第四條 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事故アルトキハ地方長官ハ區域ヲ限リ前二條ニ依ル**報告期限ヲ延長**スルコトヲ得[1]

1 取扱規程第六條參照。

第五條 市町村長ハ豫メ勞務動態調査票用紙ヲ當該市町村內ニ勞務者使用ノ場所ヲ有スル雇傭主ニ**交**

付スベシ[1]

雇傭主前項ノ用紙ノ交付ヲ受ケザルトキハ勞務者使用ノ場所ヲ管轄スル市町村長ニ其ノ旨申出デ之ガ交付ヲ受クベシ[2]

1 交付の手續については取扱規程第十一條以下參照。

2 取扱規程第十六條參照。用紙の交付を受けないことを理由として報告の義務を免れることはできない。

第六條 市町村長ハ報告期限迄ニ**勞務動態調査票ヲ取纏メ**[1]報告期限後十日以內（地方長官ノ指定スル市町村[2]ニ在リテハ十五日以內）ニ之ヲ當該市町村ヲ管轄スル**國民職業指導所長ニ提出**スベシ

1 市町村長の蒐集及び提出の手續については取扱規程第十七條乃至第二十一條參照。

2 大都市の如く特に報告義務者が多い等特別の事情あるものについて必要に應じ指定する。

第七條 **國民職業指導所長**勞務動態調査票ノ提出ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ五日以內ニ正票ヲ地方長官ニ**提出**スベシ[1]

1 國民職業指導所長の取扱については取扱規程第二十一條乃至第二十三條參照。

第八條 **地方長官**ハ勞務動態調査票ヲ**集計**シ厚生大臣ニ**報告**スベシ[1]

1 地方長官の取扱については取扱規程第二十四條乃至第二十六條參照。

第九條 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ第一條ノ規定ニ依ル報告ノ外**全部又ハ一部ノ雇傭主ニ**

對シ勞務者ノ全部又ハ一部ニ付勞務動態ニ關スル報告ヲ命ズルコトアルベシ[1]

1　臨時調査、特別調査と稱せられるものである。

第十條　市町村ノ區域ニ**勞務動態調査員**ヲ置ク[1]

勞務動態調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ調査票ノ配付及蒐集ニ從事ス

1　勞務動態調査員の指導については、取扱規程第八條乃至第十條參照。

第十一條　**勞務動態調査員**ハ地方長官之ヲ命免ス[1]

勞務動態調査員ハ名譽職トス

1　取扱規程第七條參照。

第十二條　本則ハ**市町村**ニ於テ**吏員**ヲ使用スル場合ニ之ヲ準用ス[1][2]

1　市町村吏員は市町村との雇傭關係に立つものであるかについては疑義があるので本條を置いて吏員についても適用あることを明示したのである。雇員、傭人等は雇傭されるものであるので當然適用がある。

2　市町村長、助役、收入役は吏員であるけれども、本調査が雇傭勞務者を調査してゐる均衡上、この三者はむしろ會社團體等の理事者側に當るものとして、調査對象から除外して取扱ふこととしてゐる。名譽職吏員も雇傭關係に準ずる取扱を爲すことは不當であるので、これも調査から除外する。六大都市の區長は市の吏員である。

第十三條　本則ハ**國又ハ道府縣**ニハ之ヲ適用セズ[1][2][3]

1　本則は國又は道府縣には適用ないが、別に本則に準じて關係各廳において調査し、厚生省に通報することとなつてゐる。

2　三等郵便局の事務員、小使等はすべて國の使用する勞務者で、本則の適用はない。

3　官立、道府縣立、市町村立の學校の教職員（代用教員を含む）はすべて本條に依り調査から除外される。（但し、市町村立學校の小使等は調査の對象となる）。

第十四條　本則ハ**左ノ各號ノ一ニ該當スル者**ノ雇傭ニ付テハ之ヲ**適用セズ**[1]

一　船員法ノ船員[2]

二　醫師、齒科醫師、藥劑師[3]

三　獸醫師[4]

四　年齢十二年未滿又ハ六十年以上ノ者[5]

五　年俸又ハ月俸ヲ受ケ其ノ月額百圓ヲ超ユル事務從事者[6]

六　其ノ他厚生大臣ノ指定スル者[7]

1　第一條の勞務者の除外例である。

2　船員法第一條第一項第一號乃至第三號に規定する船舶以外の船舶に乘組むコツク、給仕等であつて船舶所有者に雇傭される者はここに謂ふ船員であるが、それが船舶所有者以外の者

に雇傭されてゐるときは船員ではない（船員法第一條第二項第一號參照）。なほ、船員法の船員が下船した場合には、船員法の船員ではない（船員法第一條參照）。

船員法第六條に依る船員手帳を所持する者はすべて船員法の船員とは稱せられない。船員法施行規則第二十二條の規定に依り、船員法以外の船員で船員手帳を所持する者があるからである。

3 醫師法に依る醫師、齒科醫師法に依る齒科醫師、藥劑師法に依る藥劑師の意である。

4 獸醫師法に依る獸醫師の意である。

5 すなはち、調査期日を基準として、滿十二歳の者から滿六十歳直前の者までが調査の對象となるのである。

6 月額百圓を超ゆるといふのは基本給について謂ふのであつて、各種手當を加算したものを謂ふのではない。なほ、年俸又は月俸の形で給料を受ける者のみ除外されるのであつて、日給を受ける者はたとひその月額百圓以上となつても除外されない。なほ、本號は事務從事者のみに關するものであつて、技術者、一般勞働者はすべて調査の對象となる。

7 現在指定された者はない。

第十五條 雇傭主自ラ勞務者使用ノ場所ノ管理ヲ爲サザルトキハ**事實上之ヲ管理スル者**[1]ヲ以テ本則ノ**雇傭主**ト看做ス[2]

1 法定代理人に限らない。

2 第一條參照。

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ**雇傭主ノ事務所**ヲ以テ本則ノ**勞務者使用ノ場所**ト看做ス

一 雇傭主勞務供給業者ナルトキ

二 勞務者ノ使用ノ場所一定セザルトキ[1]

三 勞務者ヲ常時船舶內ニ於テ使用スルトキ

雇傭主同一勞務者ヲ**二以上ノ場所ニ於テ使用スルトキ**ハ主タル使用ノ場所ヲ以テ本則ノ勞務者使用ノ場所ト看做ス[2]

1 勞務者を行商せしめるやうな場合である。

2 本項は同一雇傭主が雇傭する場合の規定であつて、異つた雇傭主が同一人を雇傭する場合はそれぞれ報告すべきものである。

第十七條 町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ本則中町村又ハ町村長ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノ又ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十五年六月十四日厚生省令第二十六號）

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定ニ依リ九月末日現在ヲ以テ爲スベキ報告ハ本年ニ限リ第二條ノ規定ニ拘ラズ十一月十日迄ニ之ヲ爲スモノトス

極秘

※國民職業指導所記入欄

大分類	中分類	勞務動員産業種別

一 事業種類又ハ雇傭主ノ職業

勞務者ノ職業種別 ＼ 種別 / 年齢別	四 現在雇入員 男 12—19	20—29	30—	女
1 事務從事者	人	人	人	人
2 技術職員				
3 一般勞務者 (一) 工業勞務者				
(二) 鑛業勞務者				
(三) 商業勞務者				
(四) 運輸通信勞務者				
(五) 家事使用人				
(六) 其ノ他ノ勞務者				

種別 ＼ 性別	男	無業及不明 11
五 現在雇傭人員ノ内三ヶ月以上ニ亘リ勞務ニ從事セザル者		人
六 過去六ヶ月間ニ雇入延レタル日傭勞務者人員		

備考

厚生省

極秘

勞務動態調査票

昭和　年　月　日現在調

※國民職業指導所記入欄		
大分類	中分類	勞務動員産業種別

※調査員記入欄			
交付番號		調査員檢印	

一　事業種類又ハ雇傭主ノ職業

二　就業場所在地　郡市　區　町村　丁目　番地

三　就業場名稱及代表者氏名又ハ雇傭主氏名　　捺印

勞務者ノ職業種別 ＼ 種別 ＼ 年齢別	四 現在雇傭人員 男 12—19	男 20—29	男 30—59	女 12—19	女 20—59	七 過去六ヶ月間ノ雇入解雇人員 1 雇入 男 12—19	男 20—29	男 30—59	女 12—19	女 20—59	2 解雇 男 12—19	男 20—29	男 30—59	女 12—19	女 20—59	3 減耗 男	3 減耗 女	九 今後六ヶ月間ノ雇入豫定人員 男	九 今後六ヶ月間ノ雇入豫定人員 女
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1 事務從事者																			
2 技術職員																			
3 一般勞務者 (一) 工業勞務者																			
(二) 鑛業勞務者																			
(三) 商業勞務者																			
(四) 運輸通信勞務者																			
(五) 家事使用人																			
(六) 其ノ他ノ勞務者																			

性別 ＼ 種別	男	女
五 現在雇傭人員ノ内三ヶ月以上ニ亘リ勞務ニ從事セザル者		
六 過去六ヶ月間ニ雇入レタル日傭勞務者延人員		
備考		

八　過去六ヶ月間ニ雇入レタル勞務者ノ前職

前職ノ有無 ＼ 職業種別	1 事務從事者	2 技術職員	3 工業	4 鑛業	5 商業	6 運輸通信業	7 家事使用人	8 農業	9 水産業	10 其ノ他ノ職業	11 無業及不明
男 前職アル者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男 前職ナキ者											
女 前職アル者											
女 前職ナキ者											

1 ※印ハ報告者ハ記入シナイコト　　2 數字ハ 1.2.3 ノ如ク記入スルコト

厚生省

二　勞務動態調査事務取扱規程

（昭和十四年十一月三十日厚生省訓令第十六號）
（改正昭和十五年六月十四日厚生省訓令第七號）

第一章　總　則

第一條　勞務動態調査ニ關スル事務ニ從事スル職員ハ勞務動態調査ニ關スル法令、通牒等ニ通曉シ調査ノ的確迅速ナルヲ期スベシ

第二條　職員ハ勞務動態調査ノ趣旨ノ徹底ヲ圖リ調査ノ完璧ヲ期スベシ

第三條　職員ハ雇傭主其ノ他ノ者ニ對シテハ特ニ懇切ヲ旨トスベシ

第四條　職員ハ調査事務ニ付知リ得タル事項ヲ他ニ漏洩スベカラズ[1]

勞務動態調査票（以下調査票ト稱ス）其ノ他調査ニ關スル書類ハ祕ノ扱ト爲シ之ヲ嚴重ニ保管スベシ

1　なほ、資源調査法第七條に罰則がある。

第二章　報告期限ノ變更又ハ延長

第五條　地方長官勞務動態調査規則（以下規則ト稱ス）第三條ノ規定ニ依リ報告期限ニ付別段ノ定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨厚生大臣ニ報告スベシ

第六條　地方長官規則第四條ノ規定ニ依リ**報告期限ヲ延長**シタルトキハ直ニ其ノ旨厚生大臣ニ報告スベシ

第三章　勞務動態調査員ノ選任及指導

第七條　**勞務動態調査員**（以下調査員ト稱ス）ハ規則第十一條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ適當ト認メラルル者ノ中ヨリ市町村ノ區域毎ニ之ヲ**選任**スベシ

第八條　調査員ノ任命アリタルトキハ市町村長ハ直ニ各調査員ノ**擔當區域**ヲ定メ其ノ旨本人ニ通知スベシ擔當區域ノ變更ヲ爲シタルトキ亦同ジ

第九條　市町村長ハ調査員ニ對シ其ノ擔當區域内ニ於テ職務執行上必要ナル事項ニ付詳知スル樣指導スベシ

第十條　市町村長ハ適當ノ時期ニ於テ調査員ヲ招集シ調査事務ノ**打合又ハ協議**ヲ爲スベシ

第四章　調査票用紙ノ交付

第十一條　地方長官ハ調査期日ノ二十日前迄ニ調査票用紙ヲ**市町村長ニ交付**スベシ

第十二條　市町村長調査票用紙ノ交付ヲ受ケタルトキハ調査期日ノ十日前迄ニ**調査員ニ所要數ヲ交付**スベシ

第十三條　市町村長ハ別表樣式第一號ニ依ル**調査票受拂簿**ヲ作成シ其ノ受拂ヲ明ニスベシ

第十四條　調査員調査票用紙ノ交付ヲ受ケタルトキハ調査期日ノ前日迄ニ雇傭主ニ之ヲ**配付**シ調査ノ趣旨及記入方法ヲ懇示スベシ

第十五條　調査員前條ノ**配付**ヲ爲スニ當リテハ調査票用紙（正票及副票）ニ其ノ擔當區域毎ニ交付番號ヲ、別表樣式第一號ノ二ニ依ル**調査票交付控書**（以下交付控書ト稱ス）ニ當該交付番號、交付月日、就業場所在地及雇傭主氏名ヲ夫々記入スベシ

第十六條　市町村長規則第五條第二項ノ規定ニ依リ調査票用紙ノ交付ノ申出ヲ受ケタルトキハ直ニ擔當調査員ヲシテ之ヲ**交付**セシムベシ

第五章　調査票ノ蒐集、檢査及提出

第十七條　**調査員**ハ報告期限迄ニ擔當區域内ノ雇傭主ニ就テ調査票（正票及副票）ヲ**蒐集**スベシ

第十八條　調査員調査票（正票及副票）ノ蒐集ヲ爲スニ當リテハ之ヲ檢査シ其ノ記入ニ付脫漏又ハ誤謬アリト認メタルトキハ雇傭主ヲシテ**補正**セシムベシ

調査員調査票（正票及副票）ヲ蒐集シタルトキハ**交付控書**ニ受領月日ヲ記入スベシ

第十九條　調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ調査票（正票及副票）ニ檢印シ正票副票別ニ交付番號順ニ整理取纏ノ上交付控書ト共ニ夫々別表樣式第二號ノ一ニ依ル**送致目錄**ヲ附シ直ニ市町村長ニ提

出スベシ

第二十條 市町村長調査票（正票及副票）ノ提出ヲ爲スニ當リテハ之ヲ正票副票別ニ整理取纏ノ上夫々別表様式第二號ノ二ニ依ル送致目錄ヲ附スベシ

市町村長ハ交付控書ヲ次回調査期日迄保管スベシ

第二十一條 職業紹介所長[1]調査票（正票及副票）ヲ受理シタルトキハ之ニ別表産業分類表及勞務動員産業分類表ニ基キ**産業大分類名及産業中分類名竝ニ勞務動員産業種別名ヲ記入**スベシ

1 職業紹介所が國民職業指導所と名稱の變更を見たのに伴ひ、本則に職業紹介所又は職業紹介所長とあるは、それぞれ國民職業指導所又は國民職業指導所長と解すべきである。

第二十二條 職業紹介所長調査票（正票）ノ提出ヲ爲スニ當リテハ之ヲ整理取纏ノ上別表様式第二號ノ三ニ依ル送致目錄ヲ附スベシ

第二十三條 職業紹介所長ハ調査票（副票）ヲ次回調査票ヲ受理スル迄保管スベシ

第二十四條 地方長官調査票ヲ受理シタルトキハ別表様式第三號乃至第七號ニ依リ職業紹介所管轄區域別ニ集計スベシ

第二十五條 地方長官ハ職業紹介所管轄區域別集計ヲ總括集計ノ上夫々左ノ期限内ニ之ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

一 別表様式第三號ノ總括表　調査期日後二ヶ月以内

二 別表様式第四號及第五號ノ總括表　調査期日後三ヶ月以内

三 別表様式第六號及第七號ノ總括表　調査期日後四ヶ月以内

第二十六條 地方長官ハ調査票ヲ左ノ順位ニ從ヒ分類整理シ次回調査票ヲ受理スル迄之ヲ保管スベシ

一 職業紹介所管轄區域別

二 勞務動員産業ト然ラザルモノノ別

三 産業中分類別

第六章 補則

第二十七條 本規程中町村又ハ町村長ニ關スル規程ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村ニ準ズベキモノ又ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

様式第一號

勞務動態調査票受拂簿

昭和　年　月分

市區町村名

調査員氏名	調査票用紙交付			調査票受理
	交付部數	追加交付部數	計	月日 部數
計				

備考　調査票用紙及調査票ハ正、副二通ヲ以テ一部トスルコト

様式第一號ノ二

勞務動態調査票交付控書

調査擔當區域（　　）　勞務動態調査員（氏名印）　昭和　年　月分

1 調査票交付番號	2 交付月日	3 就業場所在地	4 雇傭主氏名	5 受領月日	備考

備考　一　調査票交付番號ハ各調査員毎ニ一號ヨリ起スコト

一　1乃至4欄ハ調査票用紙交付ノ際ニ於テ、5欄ハ調査票蒐集ノ際ニ於テ記入スルコト

一　調査票用紙交付後轉住等ニ依リ蒐集不能ノモノハ其ノ旨備考欄ニ記入スルコト

様式第二號ノ一

勞務動態調査票正票（副票、交付控書）送致目錄

昭和　年　月分

擔當區域名	送致枚數	摘要

右提出候也

昭和　年　月　日

勞務動態調査員　氏　名　㊞

市區町村長　殿

備考　一　調査票正票、調査票副票及交付控書毎ニ一括シ各別ニ送致目錄ヲ添附スルコト

一　調査票用紙未使用ノモノハ便宜之ヲ一括シ交付控書送致目錄摘要欄ニ其ノ枚數ヲ記入スルコト

一　正票及副票送致目錄摘要欄ニハ雇傭主住所移轉等ニ依リ蒐集不能ノモノ又ハ汚損ノモノノ枚數ヲ記入スルコト

様式第二號ノ二

勞務動態調査票正票（副票）送致目錄

昭和　年　月分

調査員數	送致枚數	摘要

右提出候也

昭和　年　月　日

市區町村長　氏　名㊞

職業紹介所長　殿

備考　一　各調査員ヨリ提出アリタル調査票ヲ其ノ送致目錄ヲ附シタル儘調査票正票及調査票副票毎ニ一括シ各別ニ送致目錄ヲ添附スルコト

一　報告期限ノ變更又ハ延長ニ因リ提出ノ遲ルルモノニ付テハ其ノ旨摘要欄ニ記入スルコト

様式第二號ノ三

勞務動態調査票正票送致目錄

昭和　年　月分

管轄區域內ノ市區町村名	送致枚數	摘要
計		

右提出候也

昭和　年　月　日

職業紹介所長　氏　名㊞

府縣知事　殿

備考　一　各市區町村長ヨリ提出アリタル調査票正票ヲ其ノ送致目錄ヲ附シタル儘送致目錄ヲ添附スルコト

一　管轄區域內ノ市町村名欄ニハ當該職業紹介所管轄區域內ノ市町村名全部ヲ記入スルコト

一　報告期限ノ變更又ハ延長ニ因リ提出ノ遲ルルモノニ付テハ其ノ旨摘要欄ニ記入スルコト

（様式第三號乃至第七號及別表產業分類表並勞務動員產業分類表略）

第四　機械技術者檢定規則關係

一　機械技術者檢定規則[1]（昭和十五年三月二十五日厚生省令第八號）（昭和十六年一月十五日厚生省令第一號改正）

1　本規則に規定されてゐることは、今回勅令をもつて規定されることとなり、かくして昭和十六年五月三十一日勅令第六百四十四號機械技術者檢定令が公布され、同年八月一日から施行されることとなつてゐる。本令は附錄第九に掲げておいた。

第一條　本令ハ機械工作又ハ金屬加工ヲ行フ工場事業場ニ於ケル生産作業ニ從事スル者ノ爲ニ其ノ生産作業ニ從事スベキ技術者（以下機械技術者ト稱ス）タルニ須要ナル**能力ノ檢定**[1]ヲ行フヲ以テ目的トス

1　機械技術者檢定施行要綱第一參照。

第二條　檢定ハ**毎年一回以上**之ヲ行フ

檢定ノ期日、場所及出願期間ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第三條　年齡二十年以上ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ**該當スルモノ**ニ非ザレバ檢定ヲ受クルコトヲ得ズ

一　機械工作又ハ金屬加工ヲ行フ工場事業場ニ於ケル生産作業ニ五年以上從事シ且現ニ從事スル者

二　前號ノ生産作業ニ三年以上從事シ且受檢ニ付特ニ工場事業場ノ長ノ推薦シタル者

前項ノ年齡及從事シタル年數ノ計算ニ付テハ受檢セントスル年ノ四月一日現在ヲ以テ計算スルモノトシ仍從事シタル年數ノ計算ニ付テハ月數ニ依リ計算シ從事シタル日數一月ニ充タザル場合ハ一月トシテ計算スルモノトス

第四條　檢定ハ筆記試驗、作業試驗及口頭試問ニ依リ之ヲ行フ

筆記試驗ハ前期試驗及後期試驗ニ分チテ之ヲ行フ

第五條　前期筆記試驗ニ合格シタル者ニ非ザレバ**後期筆記試驗**ヲ受クルコトヲ得ズ

前期及後期ノ筆記試驗ニ合格シタル者ニ非ザレバ作業試驗及口頭試問ヲ受クルコトヲ得ズ

第六條　前期筆記試驗ニ合格シタル者ニハ其ノ合格シタル年ノ翌翌年末迄ニ行ハルル檢定ニ限リ其ノ合格シタル試驗ヲ免除ス

前期及後期ノ筆記試驗ニ合格シタル者ニハ後期筆記試驗ニ合格シタル年ノ翌翌年末迄ニ行ハルル檢定ニ限リ筆記試驗ヲ免除ス

第七條　筆記試驗ハ[1]左ノ事項ニ付之ヲ行フ

前期試驗

一　工業數學

二　工業理科

三　機械學
四　製　圖
後期試驗
一　材　料
二　一般工作法
三　電　氣
四　工場管理常識
1　施行要綱第二參照。

第八條　作業試驗[1]ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ
一　製圖（專門作業ニ付機械設計作業ヲ選擇シタル者ニ付テハ仕上及組立作業）
二　左ノ專門作業中ヨリ受檢者ノ選擇シタル一專門作業
機械作業
仕上及組立作業
木型及鑄造作業
火造及熱處理作業
製罐及熔接作業

機械設計作業
三　工場事業場ニ於ケル一般作業常識
1　施行要綱第三參照。

第九條　口頭試問[1]ハ受檢者ガ國民常識其ノ他機械技術者タルニ須要ナル能力ヲ有スルヤ否ヤヲ考査スルニ必要ナル事項ニ付之ヲ行フ
1　施行要綱第四參照。

第十條　檢定ヲ受ケントスル者ハ願書（樣式第一號）ニ左ノ書類ヲ添ヘ就業地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ厚生大臣ニ出願スベシ
一　履歷書（樣式第二號）
二　戸籍抄本
三　寫眞（手札形トシ半身脫帽ニテ出願前一年內ニ撮影シ臺紙ニ貼附セズ、裏面ニ氏名ヲ自署シタルモノ）
四　第三條第一項第一號ニ該當スル者ニ在リテハ現ニ勤務スル工場事業場ノ長ノ證明書（樣式第三號）、同條同項第二號ニ該當スル者ニ在リテハ現ニ勤務スル工場事業場ノ長ノ推薦書（樣式第四號）

第十一條　檢定ヲ受ケントスル者ハ手數料トシテ五圓ヲ納付スベシ

第十二條 檢定ニ合格シタル者ニハ**合格證書**（樣式第五號）ヲ付與シ且其ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十三條 合格證書ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ合格證書ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ**合格證書ノ書換又ハ再交付**ヲ厚生大臣ニ出願スルコトヲ得

合格證書ノ書換又ハ再交付ヲ出願スル者ハ手數料トシテ一圓ヲ納付スベシ

第十四條 不正ノ方法ニ依リ檢定ヲ受ケントシタル者又ハ本令ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ其ノ**試驗ヲ停止**シ其ノ**合格ヲ無效**トス

前項ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ三年以內ニ於テ期間ヲ定メ檢定ヲ受ケシメザルコトアルベシ

第十五條 手數料ハ收入印紙ヲ用ヒ願書ニ貼附スベシ

既ニ納メタル手數料ハ何等ノ事由アルモ又之ヲ還付セズ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和十六年一月十五日厚生省令第一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樣式第一號（用紙ノ大サハ日本標準規格B四號又ハ美濃判）

收入印紙

機械技術者檢定願

本　籍　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

現住所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

就業ノ場所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）何工場

（振假名ヲ附スルコト）

氏　名

年　月　日生

受驗スベキ專門作業　何　々

免除ヲ受クル筆記試驗　前期試驗何年何月合格　後期試驗何年何月合格

私儀機械技術者檢定規則ニ依リ檢定相受度書類ヲ添ヘ此段相願候也

年　月　日　氏　名㊞

厚生大臣　氏　名殿

（記載注意）

免除ヲ受クル試記筆驗及其ノ合格年月ハ第六條ノ規定ニ依リ筆記試驗ノ全部又ハ一部ヲ免

除セラルル者ニ限リ之ヲ記載スルコト

様式第二號　（用紙ノ大サハ日本標準規格B四號又ハ美濃判）

履　歴　書

本　籍　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

現　住　所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

就業ノ場所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）何工場

氏　名

年　月　日生

學　業

一、何小學校　何年何月卒業又ハ何學年修了

一、何青年學校　何年何月卒業又ハ何學年修了

一、何學校（何科）　何年何月入學何年何月卒業又ハ何學年修了

受檢資格關係業務

一、何工場何事業場　何年何月ヨリ何年何月迄（何年何月間）何々トシテ勤務

一、何工場何事業場　何年何月ヨリ何々トシテ勤務現在ニ至ル（何年何月間）

其ノ他ノ業務

一、何　々　業　何年何月ヨリ何地ニ於テ從事

一、何會社何商店　何年何月ヨリ何年何月迄何々トシテ勤務

賞　罰

一、何年何月何日　何々

右之通相違無之候也

年　月　日

氏　名　㊞

（記載注意）受檢資格關係業務ハ機械工作又ハ金屬加工ニ關スル生產作業ニ關スルモノニ限リ之ヲ記載スルコト）

様式第三號　（用紙ノ大サハ日本標準規格B四號又ハ美濃判）

工場事業場勤務證明書

本　籍　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

現　住　所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

就業ノ場所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）何工場

氏　名

年　月　日生

一、勤務開始年月日
一、勤務職種竝ニ地位
一、勤務狀態

右證明候也

年　月　日

所在地
工場事業場ノ長名　氏名㊞

（記載注意）
一、勤務職種竝ニ地位ハ現在ニ於ケル職種竝ニ地位ヲ記載シ地位ハ係長役付工等其ノ工場事業場ニ於テ使用スル名稱ヲ以テ之ヲ記載スルコト
二、勤務狀態ハ勤務ニ關シ表彰賞與ヲ受ケタルコトノ有無其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

樣式第四號　（用紙ノ大サハ日本標準規格B四號又ハ美濃判）

推薦書

本籍　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地
現住所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地
就業ノ場所　何府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）何工場
氏名
年月日生

一、勤務開始年月日
一、勤務職種竝ニ地位
一、勤務狀態
一、推薦事由

右機械技術者檢定受檢ニ付推薦候也

年　月　日

所在地
工場事業場ノ長名　氏名㊞

（記載注意）
一、勤務職種竝ニ地位、勤務狀態ハ樣式第三號ニ準シ記載スルコト
二、推薦事由ハ五年以上從事シタル者ト同等ノ實力アリト認メタル事由ヲ詳細ニ記載スル

コト

様式第五號

昭和　年第　號

合格證書

本籍　　氏名

右ハ機械技術者檢定規則ニ依ル機械技術者檢定ニ合格シタルコトヲ證ス

年月日生

年　月　日

厚生大臣

二　機械技術者檢定施行要綱

（昭和十五年三月二十五日厚生省告示第五十八號）
（昭和十六年一月十五日厚生省告示第七號改正）

第一　機械技術者檢定規則ニ依ル**機械技術者ノ檢定**ハ受檢者ガ機械工作又ハ金屬加工ヲ行フ工場事業場ニ於テ其ノ生産作業ニ從事スル技術者卽チ所謂現場技術者タルノ能力ヲ有スル否ヤヲ考試セントスルモノニシテ其ノ**試驗及試問ノ程度**ハ概ネ工業學校（甲種程度）ヲ卒業シ工場事業場ニ於ケル實務ニ相當期間（四、五年）從事シ現ニ技術者タル者ノ通常保有スベキ實務的知識技能ト同程度タルモノトス[1]

1　試驗は工場の現場技術者として實務上必要な知識技能を標準とするものであるから、作業試驗の如きは工業學校卒業程度よりもずつと高い程度であり、また筆記試驗における試驗課目も工業學校で修業する科目と必ずしも一致しない。

第二　**筆記試驗**ハ概ネ左ノ範圍ニ於テ主トシテ實際的問題ヲ選擇シテ之ヲ行フモノトス

一　工業數學

算術、代數、平面幾何初步及三角法初步[1]

二　工業理科

物性、熱、光、水力學、原動機及無機化學[2]

三　機械學

機械ノ要素、機械力學及材料力學[3]

四　製　圖[4]

用器畫法及讀圖

五　材　料[5]

金屬材料、燃料及減磨劑

六　一般工作法[6]

木型、鑄造、火造、製罐、熔接、機械工作及仕上組立

七　電　氣[7]

電氣回路、電動機、變壓器、電氣計器、開閉器及電氣照明

八　工場管理常識[8]

工程管理、賃金、工場原價計算及安全管理

1　代數における對數及び級數については初步程度にとどめ、平面幾何においては軌跡には及ばないこととし、また三角法においては直角三角形の邊と角相互の關係の程度にとどめる。

問題は何れも實際的問題を選擇出題する方針であるから、數學においても、代數と三角と兩方使はなければ解けないやうな問題が出されるかも知れない。

2　物性、熱、光、水力學、無機化學については難しい理論に偏した問題を避け、實際上仕事を爲すに必要な知識につき試驗するものとし、また原動機については、原動機の種類、構造、特性、用途及びその附屬裝置等について試驗する。

3　機械の要素（機構學）については軸と軸受、フレーム、ねぢ、摩擦車、齒車、カム、ベルト及びベルト車等各種機械の基礎となるべきものの構造とかその動き方等について、機械力學（應用力學又は力學）については動力によつて機械が動く有樣、受ける力、爲す仕事等について、材料力學（材料强弱學）については機械各部分に働く力、各部分の强さ（應力）、歪等について試驗される。

4　筆記試驗における製圖は用器畫法及び讀圖について試驗が課せられるのである。用器畫法は平面幾何畫法（平面圖學）及び投影畫法に依りコンパス及び定規を使用して圖を畫かしめ、讀圖は機械圖面の讀方を文章に依り、圖面に依つて解答せしめるのである。

5　材料においては金屬材料、燃料及び減磨劑について試驗が課せられるのであるが、機械工作又は金屬加工を行ふ工場事業場において通常使用せられるこれ等の材料について、その種類、性質、用途、加工又は使用上の注意等について試驗せられるのである。

6　一般工作法においては機械工作又は金屬加工を行ふ工場事業場において一般に行はれる木型、鑄造、火造、製罐、熔接（ガス熔接及び電氣熔接）、機械工作（旋盤、ボール盤、平削盤、

形削盤、フライス盤及び研磨盤）及び仕上組立の概要について試驗せられるのである。

7　電氣においては機械工作又は金屬加工を行ふ工場事業場の現場において通常必要なる電氣回路、電動機、變壓器、電氣計器、開閉器及び電氣照明に關する知識について試驗せられるのである。電氣回路については直列及び並列回路における電流及び電壓並に記號表示等、電動機についてはその種類、構造、特性、用途、附屬裝置、取扱法、取扱注意、故障發見方法及びその處置等、變壓器についてはその種類、構造、用途、附屬裝置、取扱法、取扱注意等、電氣計器についてはその種類、用途、使用法及び取扱注意等、開閉器についてはその種類、用途、取扱法及び取扱注意等、電氣照明については照明方法一般、照明用器具の特徴とその選定方法等について試驗せられるのである。

3　工場管理常識においては機械工作又は金屬加工を行ふ工場事業場の現場技術者として心得べき程度の工程管理、賃金、工場原價計算及び安全管理に關する常識について試驗せられるのである。工程管理については工程管理の必要、製造計畫と製造命令、材料計畫、手順と段取、作業割當と統制、檢査と品質統制、工具と生産設備保全、動力管理及び工場整頓等、賃金については其の要件、支拂方法等、工場原價計算については工場原價の意義、原價計算の方法、材料費と勞働費、工場費、減價償却及び原價節減等、安全管理については危害豫防及び衛生施設、安全委員及び安全管理者の任務並に從業員の安全指導等について試驗せられるのである。

第三　作業試驗ハ製圖[1]（專門作業ニ付機械設計作業ヲ選擇シタル者ニ付テハ仕上及組立作業）及專門作業ニ在リテハ概ネ左ノ範圍ニ於ケル作業ヲ行ハシメ且必要ニ應ジ實地ニ於テ作業ノ實際ニ付檢定委員ノ質問ニ答ヘシメ、工場事業場ニ於ケル作業常識[2]ニ在リテハ實地ニ於テ一般作業ノ常識ニ付檢定委員ノ質問ニ答ヘシメテ之ヲ行フモノトス

一　製　圖

簡單ナル見取圖ノ作成（專門作業ニ付機械設計作業ヲ選擇シタル者ニ付テハ簡單ナル仕上及組立作業）

二　機械作業

旋盤、フライス盤、形削盤、平削盤、ボール盤及研磨盤作業ノ中一作業又ハ二作業

三　仕上及組立作業

ケガキ、鏨、タガネ及キサゲ作業

四　木型及鑄造作業

木型、原圖引キ、木取リ及平面削リ作業又ハ鑄型込作業

五　火造及熱處理作業[3]

火造作業

六　製罐及熔接作業

原圖引キ、鋲打チ及塡隙作業又ハガス熔接作業若ハ電氣熔接作業

七　機械設計作業

機械及器具ノ設計製圖作業

1　作業試驗は單に一般の從業員としての腕前を見るものではなく、現場技術者として必要な腕前の有無、殊に多數の勞務者の指揮監督の腕前の有無を見るのである。

2　專門作業についての試驗を行ふ際等に隨時檢定委員の質問に答へしめて試驗を行ふ。

3　實際に作業させるのは火造作業のみとし、熱處理作業の腕前は口頭質問に依つて試驗する。

第四　口頭試問ハ一般國民トシテ理會スベキ常識問題其ノ他機械技術者トシテ理會スベキ常識問題竝ニ產業人トシテノ心掛等ニ付之ヲ行フモノトス

第五　入營者職業保障法關係

一　入營者職業保障法

（昭和六年四月二日法律第五十七號
昭和十三年四月一日法律第六十二號改正）

第一條　何人ト雖モ被傭者ヲ求メ又ハ求職者ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ入營（應召[2]ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ命ゼラレタル者[3]又ハ入營ヲ命ゼラルルコトアルベキ者[4]ニ對シ其ノ故ヲ以テ**不利益ナル取扱ヲ爲スベカラズ**

1　雇傭主の外、職業紹介を爲す者を包含する。なほ、國、道府縣、市町村、その他の公共團體等も含まれる。

2　入營の語は通常現役兵の入營する場合に用ひられるので、在鄕軍人が召集に應じて入營する場合を含むかについては疑を生ずる虞があるので、特にこれを明瞭にしたのである。戰時召集を含むこと勿論である。

3　入營を命ぜられたる者とは、現役兵ならば現役兵證書をもつて、在鄕軍人ならば召集令狀をもつて、入營を命ぜられ、現實に入營の義務が發生したがまだ入營してゐない者及び現に義務を履行中で退營するに到らない者を謂ふ。

4　入營を命ぜらるることあるべき者とは、現實に入營を命ぜられる以前の者及びその他の兵役義務者を謂ふ。前者の場合には實際上には近く徵兵檢査を受ける頃から現實に入營を命ぜ

られるまでの者を指す。後者の場合には、兵役免除となつた者を含まないこと勿論である。

第二條　雇傭者ハ入營ヲ命ゼラレタル被傭者ヲ解雇[2]シタルトキ又ハ被傭者ノ入營中雇傭期間ノ滿了シタルトキハ其ノ者ガ退營（入營ノ際行フ身體檢査ノ結果歸鄕ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム[5]）シタル日ヨリ**三月以內ニ更ニ之ヲ雇傭**スルコトヲ要ス[4]但シ左ノ各號ニ揭グル事由ノ一ニ該當シタルニ因リ解雇シ又ハ現ニ左ノ各號ニ揭グル事由ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　被傭者ガ入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

二　被傭者ガ第二項ニ規定スル通知ヲ爲サズ又ハ雇傭者ヨリ同項ニ規定スル通知ニ於テ勞務ニ就クベキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ故ナク二十日以內ニ勞務ニ就カザルトキ

三　被傭者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ勞務ニ堪ヘザルトキ[5]

四　被傭者ガ著シク其ノ職務ヲ怠リタルトキ[6]

五　被傭者ニ著シキ不良行爲アリタルトキ[7]

六　雇傭ノ目的タル事業ノ廢止、終了又ハ著シキ整理縮少其ノ他之ニ準ズル事由アルトキ

雇傭者及被傭者ハ命令[8]ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル雇傭ニ關シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

雇傭者ハ第一項各號ニ揭グル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依リ雇傭シタル被傭者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨ

リ三月以内[9]ニ於テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十八條[10]ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得ズ

1 ここに被傭者とは日傭の如くその性質上繼續的雇傭關係に立たないこと明瞭な者を除くの外、臨時雇、試雇、見習等もすべて包含する。ただそれが雇傭契約締結の準備時期に在る者についてはこれを包含しない。

2 解雇とは雇傭主側から一方的に爲す雇傭契約の解除を謂ひ、合意に因る雇傭契約の解除を包含しない。但し、合意に因る外見を呈する場合でも、詐欺強迫に因る場合の如く眞に合意に因るものでないときには、一方的解除である。

雇傭主が解除權を留保してゐる場合における雇傭契約の解除は、一般に一方的解除と見るべきである。すなはち、第一項各號に掲げた事由を條件として解除權を留保してゐる場合の外、再雇傭の義務がある。

本條は、入營を命ぜられた被傭者を解雇した場合の規定である。從つて、入營を命ぜられてから退營するまでの間において解雇した場合を指すのである。

解雇は、入營を理由とするものに限らない。第一項但書に該當しない限り、いかなる理由に因るものであるを問はず、解雇した者に對し再雇傭の義務がある。

3 いはゆる卽日歸鄕であつて、退營者とは稱し難いので、特に明文をもつてこれを包含することとした。

4 雇傭主の權利義務が相續又は會社の合併に當つて包括的に承繼される場合には再雇傭義務も原則として承繼される。但し雇傭の目的たる事業が承繼に際し廢止されるやうな場合には第一項第六號の規定に依り義務を免れる。

再雇傭を拒絕されたときは、被傭者は雇傭主に對し民法の規定に依り損害賠償を請求することができる。

5 當該工場等において提供し得べきすべての勞務に堪へない場合を謂ふ。入營前の勞務には堪へないが、他の勞務に就かしめ得る場合には第三條但書の規定に依り他の適當な勞務に就かしめることを要する。

なほ、勞務に堪へない場合には、疾病のため作業に堪へない程度には至つてゐないが、工場衞生に關する規定上就業を禁止された惡質の疾患に罹された場合も含まれる。

6 被傭者としての職務を怠つた場合を指す。

7 工場の秩序を紊し或ひは暴行を爲す等、被傭者として不良行爲があつた場合を謂ふ。

8 施行規則第一條乃至第五條參照。

9 解約の申入は三月以内でも、その效力が三月を經過して發生するものならば支障はない。

10 民法第六百二十七條

『當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メサリシトキハ各當事者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ雇傭ハ解約申入ノ後二週間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス』（以下略）

民法第六百二十八條

『當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メタルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各當事者ハ直チニ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得』（以下略）

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ退營者ヲ雇傭スル場合ニ於テ之ニ與フベキ勞務及給與[1]ハ少クトモ其ノ者ノ入營直前ノ勞務及給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ被傭者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ入營直前ノ勞務ニ堪ヘザルトキ其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ之ト異ル勞務及給與ヲ與フルコトヲ妨ゲズ

1 勞務及び給與は、常識的に地位及び待遇の意と解すべきものである。

第四條 前二條ノ規定ハ入營ヲ命ゼラレタル被傭者ガ解雇セラレザル場合ニ於ケル退營後ノ復職及取扱ニ付之ヲ準用ス

第五條 前三條ノ規定ハ雇傭者ガ常時三十人以上ノ被傭者ヲ[1][2]使用スル場合ニ之ヲ適用ス

1 女子被傭者も數に算入する。從來は五十人以上とされてゐたが、改正に依り三十人以上まで適用が擴大されたのである。

2 同一の雇傭主が二以上の場所において別々に事業を營む場合には、被傭者を通算すべきものであるが、距離の遠近その他の事情に依り事實上一括して通算すること不適當な事情あるときはこれを別々に計算することを妨げない。

第五條ノ二 職業紹介事業ヲ行フ行政廳（船員職業紹介法第三條第二項ノ規定ニ依リ船員職業紹介事業ヲ行フ者ヲ含ム）ハ退營者[1]ニシテ原職[2]ナキモノ又ハ原職ニ復歸スルコト困難[3]ナリト認ムルモノノ職業紹介ニ付テハ被傭者ヲ求メントスル者[4]ニ對シ其ノ被傭者タルニ適スト認ムル退營者ヲ優先[5]シテ雇傭スルコトヲ慫慂[6]スルコトヲ得

前項ノ規定ハ退營者ガ退營シタル日ヨリ三月ヲ經過シタル場合ニハ之ヲ適用セズ[7]

1 退營者とは、現役兵として入營し所定の期間在營した者、幹部候補生又は軍醫豫備員候補生として採用され所定の修業を了へた者及び召集を解除された者を謂ふ。

2 入營前における職場を謂ふ。自營業に從事した者も原職ある者とする。

3 たとへば前雇傭主側に已むを得ない事情がある場合とか被傭者側における一身上の已むを得ない事情がある場合を指し、單に本人の我儘に出る場合は含まれない。

4 被傭者を求めない雇傭主に强制雇傭を命ずるものではない。

5 退營者が他の求職者と同等に雇傭條件を具備するときにはその退營者を先順位とする意である。

6 慫慂とは、退營者を雇傭する態度に出でしめるやうに積極的に働きかけることを謂ひ、雇傭を强制するものではない。從つて慫慂された者は雇傭の義務はない。

7　本條は昭和十三年の改正で新たに加へられたものである。

第六條　當該官吏又ハ公吏ハ第二條乃至第五條ノ規定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當事者ニ對シ勸解[1][2]ヲ爲スコトヲ得

前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勅令[3]ヲ以テ之ヲ定ム。

1　爭あつた場合に說き諭して和解せしめる意である。再雇傭の際異議が生じたとき、表沙汰と爲すことなく、當事者間の諒解に依り圓滑に解決せしめることを目的とするものである。小作調停法等にその例がある。

勸解は法律上の拘束力はない。

勸解は必しも申立あつた場合にのみ爲すに限ることなく、積極的に行ふことができる。

2　勸解を求める手續については施行規則第七條參照。

3　施行令第一條。

第七條　本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズルモノノ被傭者ニシテ官吏又ハ公吏ニ準ジ取扱フコトヲ要スル者ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得[1]

1　元來本法は官公吏については適用の對象とならず、私法關係に基く雇傭關係にある者についてのみ適用あるものである。從つて私法關係に基く被傭者については、國、道府縣、市町村等の雇傭する者であつても、すべて本法の對象となるべきものである。ただその內で官公

吏に準ずるやうな者については別途取扱つた方が適當であると認められる場合にこの勅令が定められる譯である。しかし、現在のところ勅令に依る別段の定めはなく、從つて官公吏に準ずる者も本法の一般原則に依るべきものである。

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和六年勅令第二百六十號ヲ以テ昭和六年十一月一日ヨリ施行）

附　則（昭和十三年四月一日法律第六十二號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二　入營者職業保障法施行令

（昭和六年十月三十日勅令第二百六十一號
昭和十一年八月二十九日勅令第二百八十七號改正
昭和十三年三月二十五日勅令第百三十五號改正
昭和十六年二月一日勅令第百十三號改正）

第一條　入營者職業保障法第六條第二項ニ規定スル**官吏又ハ公吏**左ノ如シ

一　國ノ被傭者ニ關スル勸解ニ付テハ當該被傭者ヲ雇傭シタル者ノ直接上級ノ監督官廳又ハ直接上級ノ部局ノ長但シ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ雇傭シタル者ニ關スル勸解ニ付テハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ定ムル官吏

二　道府縣又ハ市町村ノ被傭者ニ關スル勸解ニ付テハ當該被傭者ヲ雇傭シタル者ノ直接上級ノ監督官廳又ハ直接上級ノ部局ノ長

三　前二號ノ適用アル場合ヲ除キ船員法ノ適用アル船員ニ關スル勸解ニ付テハ遞信局長（朝鮮船員令ノ適用アル船員ニ關スル勸解ニ付テハ朝鮮總督府遞信局長）又ハ船員法第四十五條ノ規定ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長、鑛業法ノ適用アル鑛夫又ハ砂鑛業ニ從事スル鑛夫ニ關スル勸解ニ付テハ鑛山監督局長又ハ第四號ニ掲グル官吏若ハ公吏

四　前三號ニ掲グル者以外ノ被傭者ニ關スル勸解ニ付テハ地方長官、市町村長又ハ國民職業指導所長

第二條　本令中道府縣、市町村又ハ地方長官、市町村長ニ關スル規定ハ道府縣、市町村又ハ地方長官、市町村長ニ準ズルモノニ之ヲ適用ス

附　則

本令ハ入營者職業保障法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和十一年八月勅令第二百八十七號）

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

三　入營者職業保障法施行規則

（昭和六年十月三十一日內務、陸軍、海軍、遞信省令
昭和十一年八月二十九日內務、陸軍、海軍、遞信省令改正）

第一條　**被傭者**（入營者職業保障法ノ適用アル被傭者ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ旨ヲ書面ヲ以テ**雇傭者ニ通知**スベシ

一　入營スベキ期日及部隊定マリタルトキ

二　入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

三　傷痍疾病其ノ他ノ事由ニ因リ退營後再ビ雇傭セラルルコト又ハ復職スルコトヲ希望セザルトキ

第二條　**被傭者**ハ退營豫定期日前三月ヨリ退營後二十日以內（入營又ハ應召ノ際行フ身體檢査ノ結果歸鄉ヲ命ゼラレタル者竝ニ臨時退職ヲ命ゼラレタル者ニ在リテハ退營後二十日以內）ニ左ノ事項ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ**通知**スベシ

一　退營豫定期日又ハ退營シタル日

二　退營後再ビ勞務ニ就キ得ベキ豫定期日

三　退營後ノ受信場所

被傭者前項ノ通知ヲ爲シタル後退營豫定期日ニ變更アリタルトキ又ハ前項第二號及第三號ノ事項ヲ變更スル必要ヲ生ジタルトキハ遲滯ナク之ヲ雇傭者ニ通知スベシ

1　第四條參照。

第三條　**被傭者**ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ雇傭者ヨリ勞務ニ就クベキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ二十日以內ニ勞務ニ就クコト能ハザルトキハ速ニ其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ**通知**スベシ

一　疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケタルトキ

二　直系尊屬、妻又ハ直系卑屬ガ死亡シタルトキ又ハ重態ナルトキ

三　本人ト同一戶籍又ハ同一世帶內ニ在ル者死亡シ他ニ後始末ヲ爲ス者ナキトキ

四　本人ト同一戶籍又ハ同一世帶內ニ在ル者重態ニシテ他ニ看護ヲ爲ス者ナキトキ

五　本人ノ住家ノ火災、流失又ハ倒壞其ノ他重大ナル災害ヲ蒙リ他ニ後始末ヲ爲ス者ナキトキ

六　其ノ他前各號ニ揭グル事由ニ準ズル已ムヲ得ザル事由アルトキ

第四條　**雇傭者**ハ第二條第一項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク左ノ事項ヲ書面ヲ以テ**被傭者ニ通知**スベシ

一　再ビ勞務ニ就カシメ得ベキ期日

二　入營直前ノ勞務又ハ給與ト異ナル勞務又ハ給與ヲ與フル場合ニ於テハ當該事項

三　其ノ他必要ト認ムル事項

第五條　**雇傭者**ハ入營者職業保障法第二條第一項第二號乃至第六號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ被傭者ヲ解雇シタルトキ又ハ被傭者ヲ再雇傭シ若ハ復職セシメ得ザルトキハ遅滯ナク其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テ被傭者ニ**通知**スベシ

第六條　**雇傭者**ハ地方長官（船員法ノ適用アル船員ニ付テハ所轄遞信局長）ニ對シ遅滯ナク左ノ事項ヲ書面ヲ以テ**届出**ヅベシ

一　被傭者ニシテ入營ヲ命ゼラレタル者アルトキハ其ノ氏名、住所、勞務及給料

二　第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ通知シタル事項

前項第一號ノ届出ニハ事業ノ種類及被傭者ノ總數ヲ附記スベシ

第七條　雇傭者又ハ被傭者ニシテ入營者職業保障法第六條ノ規定ニ依リ**勧解ヲ求メントスル者**ハ入營者職業保障法施行令ノ定ムル所ノ當該官吏又ハ公吏ニ書面又ハ口頭ヲ以テ申出ヅベシ

附　則

本令ハ入營者職業保障法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和十一年八月　内務、陸軍、海軍、遞信省令）

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　錄

第一　國家總動員法

（昭和十三年四月一日法律第五十五號
昭和十六年三月三日法律第十九號改正）

第一條　本法ニ於テ國家總動員トハ戰時（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル樣人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二條　本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ揭グルモノヲ謂フ

一　兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
二　國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
三　國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
四　國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
五　國家總動員上必要ナル通信用物資
六　國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
七　國家總動員上必要ナル燃料及電力
八　前各號ニ揭グルモノノ生產、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
九　前各號ニ揭グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

第三條　本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ揭グルモノヲ謂フ

一　總動員物資ノ生產、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
二　國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
三　國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
四　國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
五　國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
六　國家總動員上必要ナル試驗研究ニ關スル業務
七　國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
八　國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
九　前各號ニ揭グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

第四條　政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第五條　政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六條　政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若

ハ解雇、就職、從業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、聯絡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ增課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ增加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲ノ社債ノ募集ニ付商法第二百九十七條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登錄實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ特許發明及登錄實用新案ヲ實施セシメ若ハ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用セシムルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ政府ノ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年內ニ拂下グルトキ又ハ第十三條第三項ノ規定ニ依リ總動員業務ヲ行フ者ノ收用シタルモノ收用シ

タル時ヨリ十年內ニ不用ニ歸シタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一
殷承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル**設備ノ新設、擴張若ハ改良**ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十六條ノ二 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル**設備又ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動**ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ三 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ**事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止**又ハ**法人ノ目的變更、合併若ハ解散**ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル**統制協定ノ設定、變更若ハ廢止**ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種又ハ異種ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ

命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ設立セラルル團體ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ團體成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該團體ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成員（其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ事業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條ノ二 第十六條ノ二ノ規定ニ依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ命ジ又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡者又ハ出資者ノ負擔スル**債務ノ承繼及其ノ擔保ノ處理**ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資、第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ讓渡若ハ法人ノ合併又ハ第十八條第一項若ハ第三項ノ規定ニ依リ設立セラルル團體若ハ會社ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ**課稅標準**ノ計算ニ關スル特例ヲ設ケ又ハ**租稅ノ減免**ヲ爲スコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ**價格、運送賃、保管料、保險料、賃貸料、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産的給付**ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ**新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止**ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ**發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押**フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ**原版ヲ差押**フルコトヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ**職業能力ニ關スル事項ヲ申告**セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ**檢査**スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル**技能者ノ養成**ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該**物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有**セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ**總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定**セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル**演練**ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試驗研究機關ノ管理者ニ對シ**試驗研究**ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍內ニ於テ一定ノ**利益ヲ保證**シ又ハ**補助金ヲ交付**スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通、有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生ジタル**損失ヲ補償**ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル**損失ヲ補償**シ又ハ**補助金ヲ交付**ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル買受ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第三十一條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

三 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

四 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用若ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第十六條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

五 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シタル者

變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、

六 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者

七 第二十六條ノ規定ニ違反シ生產、修理又ハ設備ヲ爲サザル者

第三十五條 前四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者
二　第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
一　第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
二　第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者
三　第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試驗研究ヲ爲サザル者

第三十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
一　第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ團體又ハ會社ノ設立ヲ爲サザル者
二　第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
三　第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
四　第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛僞ノ報告ヲ爲シタル者

第三十九條　第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及揭載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ

第四十條　第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條　前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條　第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條　第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條　總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條　公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ祕密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員若ハ使用人又ハ其ノ職ニ在リタル者其ノ業務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ祕密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキ亦前項ニ同ジ

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員又ハ使用人其ノ擔當スル統制事務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第四十七條 前條第一項ニ揭グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十一條ノ二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項（軍機ニ關スルモノヲ除ク）ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲國家總動員審議會ヲ置ク

國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十三年五月四日勅令第三百十五號ヲ以テ昭和十三年五月五日ヨリ施行）

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス

軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十六年三月十二日勅令第二百五號ヲ以テ昭和十六年三月二十日ヨリ施行）

第二　資源調査法（昭和四年四月十二日法律第五十三號）

第一條　政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　當該官吏又ハ吏員ハ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル資源調査ノ爲必要ナル場所ニ立入リ、檢査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニハ其ノ證票ヲ携帶スベシ

第三條　工業的發明ニ係リ其ノ他特殊ナル業務上ノ祕密ニ屬スル事項又ハ設備ニシテ命令ニ定ムルモノニ付テハ第一條ノ報告若ハ實地申告ヲ命ジ又ハ前條ノ規定ニ依リ檢査ヲ爲シ調査資料ノ提供ヲ求メ若ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條　第一條ノ規定ニ依リ報告又ハ實地申告ヲ命ゼラレタル者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ於テ報告又ハ實地申告ヲ爲スノ義務ヲ有ス

第五條　第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚僞ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條　第二條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ職務執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ、調査資料ノ提供ヲ爲サズ若ハ虚僞ノ調査資料ヲ提供シ又ハ質問ニ對シ虚僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條　當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ

職務上前項ノ祕密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同ジ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和四年勅令第三百二十六號ヲ以テ昭和四年十二月一日ヨリ施行）

第三　資源調査令

（昭和四年十一月二十日勅令第三百二十九號
昭和五年第二百二十四號改正
昭和九年第三百九十五號改正
昭和十一年第三百十八號改正
昭和十二年第三百三十六號改正
昭和十三年第三百三十三號改正
昭和十四年第六百十三號改正
昭和十五年第六百八十五號改正
昭和十六年第七百五十號改正
昭和十七年第八百十三號改正
昭和十八年第九百五號改正）

第一條　内閣總理大臣ハ資源調査法ノ施行ヲ統轄ス

第二條　各省大臣資源調査法第一條第二項ノ命令ヲ發セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

第三條　各省大臣ハ別表ノ定ムル所ニ依リ定期ニ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル資源調査ヲ行ヒ内閣總理大臣ニ報告スベシ

第四條　各省大臣前條ノ資源調査ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ關係各廳ニ對シ調査報告ヲ求ムルコトヲ得

第五條　各省大臣第三條ノ資源調査ヲ行フニ付第二條ノ規定ニ依ル命令ニ依ラズシテ必要ナル資料ヲ整備セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

第五條ノ二　地方長官資源調査法第一條ノ規定ニ依ル命令ヲ發セントスルトキハ主務大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

主務大臣前項ノ承認ヲ與ヘタルトキハ内閣總理大臣ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第六條　内閣總理大臣人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ付必要アリト認ムルトキハ臨時ニ關係各廳ニ對シ資源ノ調査報告ヲ求ムルコトヲ得

第三條ニ規定スルモノニ關シ前項ノ調査報告ヲ求ムル場合ニ於テハ之ニ關スル同條ノ調査報告ヲ省略セシムルコトヲ得

第七條　資源調査法第二條ノ證票ハ別記樣式ニ依リ企畫院ニ於テ之ヲ交付ス

第八條　工業的發明ニ係リ其ノ他特殊ナル業務上ノ祕密ニ屬スル事項又ハ設備ニシテ資源調査法第三條ノ規定ノ適用ヲ受クベキモノニ付テハ主務大臣之ヲ指定ス

主務大臣前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

第九條　主務大臣資源調査法第一條ノ規定ニ依リ資源調査ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市長、市制第六條及第八十二條第三項ノ市ノ區長若ハ町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ調査上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第九條ノ二　資源調査ノ爲特ニ必要アルトキハ市、市制第六條及第八十二條第三項ノ市ノ區若ハ町村又ハ之ニ準ズベキモノニ資源調査員ヲ置クコトヲ得

資源調査員ハ地方長官之ヲ命ズ

資源調査員ハ名譽職トス主務大臣ハ地方長官又ハ市區町村長ノ指揮監督ヲ承ケ資源調査ノ調査票用紙ノ配付、調査表ノ蒐集其ノ他之ニ關連スル事務ニ從事ス

第十條 本令中各省大臣又ハ主務大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ行フ

本令中地方長官ノ職務ハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ行フ

第九條ノ二ニ規定スル地方長官ノ職務ハ關東州ニ在リテハ關東州廳長官之ヲ行フ

第十一條 資源調査員又ハ其ノ職ニ在リタル者其ノ職務ノ執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本令ハ昭和四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

軍需調査令ハ之ヲ廢止ス

（別　表　略）

第四　船員職業紹介法（大正十一年四月十一日法律第三十八號）

第一條 本法ハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外沿海航路以上ノ航路ヲ航行スル船舶ニ乘組ムヘキ船員ノ職業紹介ニ之ヲ適用ス

本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ掲クル者以外ノ船員ノ職業紹介ニ之ヲ適用スルコトヲ得

第二條 船員職業紹介事業ヲ行ハムトスル者ハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 船員職業紹介ニ關シ必要アリト認ムルトキハ政府ニ於テ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得

政府ハ勅令ノ定ムル補助金ヲ支給シテ公益ヲ目的トスル法人其ノ他ノ團體ヲシテ職業紹介事業ヲ行ハシムルコトヲ得

第四條 船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス其ノ報酬トシテ手數料其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス

第五條 船員職業紹介事業ノ管理及連絡統一ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 船員職業紹介事業ノ經營ニ關シ船員職業紹介委員會ヲ置ク遞信大臣之ヲ監督ス

船員職業紹介委員會ノ組織及職務權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 船員職業紹介事業ハ遞信大臣之ヲ監督ス

監督官廳ハ船員職業紹介事業ノ監督上必要ナル場合ニ於テハ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徵シ及實地ニ就キ業務又ハ會計ヲ檢閲スルコトヲ得

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 許可ヲ受ケスシテ船員職業紹介事業ヲ行ヒタル者

二 船員職業紹介ヲ爲シ其ノ報酬トシテ手數料其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ受ケ又ハ他人ヲシテ受ケシメタル者

本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ船員職業紹介ヲ爲ス者強請シテ職業ノ紹介ヲ爲シタルトキハ亦前項ノ例ニ同シ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十一年勅令第四百九十七號ヲ以テ同年十二月一日ヨリ施行）

本法施行ノ際現ニ無料ノ船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ本法施行後二月以内ニ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

本法施行ノ際現ニ有料又ハ營利ヲ目的トスル船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内其ノ事業ヲ繼續スルコトヲ得

第五 國民勞務手帳法（昭和十六年三月七日 法律第四十八號）

第一條 本法ニ於テ從業者ト稱スルハ年齡十四年以上六十年未滿ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ勞務者トシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ使用セラルルモノヲ謂フ

一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業

二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業（電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム）

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業

四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 通信事業

七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第二條 從業者ハ國民勞務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス

國民勞務手帳ハ政府之ヲ發行ス

本法ニ定ムルモノノ外國民勞務手帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム